

平成30年第2回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成30年6月15日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	早川謙
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	洞口博行
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	原誠
林政部長	古沢弘康	上下水道部長	翠直樹
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者	金森利泰

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	杉山昭彦	議会書記	坪内重正
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 高橋勇樹君と2番 今枝和子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（鰐本規之君）

日程第2、一般質問を行います。

9番 黒田芳弘君の発言を許します。

○9番（黒田芳弘君）

皆さん、おはようございます。

私も市議となって13年目を迎えておりますが、この場所というものは何回立ってもほどよい緊張感があり、そのたびに身が引き締まる思いがする、私にとってはそんな場所であります。昨日は、1期生の皆さんが4名登壇をいたしました。私より年はそこそこ上ではございますが、フレッシュ感あふれる質問でありました。私も年齢からいたしますと、まだ若い方から3番目でございますので、まだまだ鮮度を失わないで頑張っていこうというふうに思っております。

そして、ことしもアユのシーズンを迎えまして、先日、市長さん、副市長さんにも御出席をいただき、恒例となっております根尾川漁協主催の園児によるアユの放流会を3日間で延べ454名の出席、参加のもと開催いたしました。漁協では、次代を担う地域子どもたちに自然環境を守ることの大切さや清流根尾川について学んでもらうということで、これにあわせて環境学習にも取り組んでおります。

ことは、放流の前に市の魚であるアユについて4つのクイズを出して園児たちに答えてもらいました。少し御紹介いたしますと、1問目は「次の魚の中でアユという魚はどれですか」という問いに、一番多かった答えは、何とサケでございました。2つ目は「次の5つのうちアユの好きな食

べ物は何か」、この答えはイクラという答えが一番多かった、そういう結果でございました。3問目は「アユという魚はどれぐらい生きられるか」の問いに対しまして、園児たちが答えた答えは、セミと一緒に7日間という答えで、園児たちにとってはアユという魚は余り長く生きられない魚というふうに思っているようであります。そして、最後4問目でございますが、「アユは独特のにおいがする。次のうち、アユと同じにおいがするものは何か」という問いに対して、何と一番圧倒的に多かった答えが納豆という結果でありました。園児たちは、アユという魚は相当においがする、そういう魚だと思っているようであります。

清流根尾川の近くに暮らしながら、本巢市の魚にも指定されているアユについて、我々大人は子どもたちへ学習ができていないことの反省をしつつ、次の世代にもこの子どもたちによって、この清流根尾川が美しい姿を守り続けられるように願ってバスを見送ったわけであります。

それでは、通告してあります3点9項目について、順次ただしてまいりますので、よろしく願いをいたします。

まず1点目でございますが、学校給食センターの民間委託について質問いたします。

根尾を除く南部の学校給食センターについては、合併後、統合した最新鋭の施設が建設され、今日に至っておりますが、建設協議の段階では、私は市連P会長という立場で学校給食運営協議会の委員として参加をしておりました。先進地視察では、三好町の施設も見学いたしましたし、食器の選定にも時間をかけて協議をした記憶があります。完成後は、PTA活動として施設の見学や給食の試食もみんなで行いました。

こういった一連の取り組みの中で、栄養士やそれに携わる職員の皆様方の安心・安全で子どもたちが喜んで食べる給食への熱心な思いにふれることができ、この人たちがつくる給食なら絶対に大丈夫という思いを強くいたしました。以来、地産地消への取り組みや野菜高騰の折にも、いろいろ工夫して子どもたちのことを考えた食の提供を続けていただけたことというふうに承知をしております。

そんな中、3月定例会で報告がありました公共施設再配置計画によると、学校給食センターについては、機能や建物については維持をし、運営については民間委託等を検討というふうにしております。民間委託を検討するに至った背景とは何なのか、その経緯について、まずお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの民間委託の検討に至る経緯について、お答えをさせていただきたいと思います。

検討に至った経緯でございますが、本巢市第2次総合計画において効率的な行政運営を推進し、最少の経費で最大の行政効果を上げるために、アウトソーシングや指定管理制度の活用を導入を推進していくことが位置づけられました。これに基づきまして、学校給食センターの業務につきまして

も、第3次行財政改革大綱におきまして、民間事業者の活用として民間委託を推進していくという方針が出されております。その上で、昨年、平成29年度に公共施設の適正管理の観点から、具体的に推進をしていくための本巢市公共施設再配置計画を策定し、「民間でできることは民間で」を基本といたしまして、学校給食センターの運営につきまして民間委託の導入を検討していくところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

再質問いたします。

今、答弁にありましたように、行財政改革の一環として、この学校給食センターも対象になったということではありますが、聞きたいのは、学校給食においては、現在、本巢市が行っている直営方式というのは、献立づくりから食材の購入、また調理までを全て自治体の職員が行っております。つまりは、栄養士が献立をつくり、調理員が調理をするということでございますが、それに比べ、他の例を見ますと、民間委託では、この中で調理、運搬、食器洗浄、ボイラー管理などの仕事を民間業者に委託するといった内容がこの方法としては一般的ではございますが、まず本市の委託の内容の想定についてお尋ねします。

○議長（鐺本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

ただいまの御質問でございますが、今、議員申されましたとおり、学校給食をつくるに当たりまして、献立から調理、それから運搬、消毒、いろいろ業務がございますが、その中で献立業務につきましては、昭和60年の文部省通達によりまして民間委託の対象にしないという通知が出されております。それから、食材の購入につきましても、市の責任において購入するということを考えておりますので、調理業務、これは運搬についてでもございますが、あと食器などの洗浄、消毒、ほかについての業務を委託していきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

学校給食の民間委託について、今回いろいろと調べてみました。

先ほどの答弁にもありましたように、行政改革の必然性から自治体は人件費の削減を行政改革の指標と目標にしております。人件費削減において、学校給食調理は格好の民間委託にしやすい業務

とされ、給食調理員を削減して民間委託にすれば、コスト削減という仮説が成り立つようでありませぬ。

しかしながら、各地で民間委託を検討する段階においては、さまざまな問題、課題もあるようあります。一番の問題は、行政改革での人件費削減が最大の目標であるとするなら、入札で落札しようとするとな委託費の大半は人件費であり、実際に携わる調理員の賃金にしわ寄せがされることとなり、経験と熟練が必要な作業であるにもかかわらず、調理員の定着が難しく、熟練の作業がなくても調理できるように献立を簡略にしたり、手づくりをやめて加工食品や冷凍食品を多用したり、食品の制限をしたりするなど、給食の質が低下をする。逆にこれらをそうさせないようにするには、高い委託料が必要で、直営よりも高くついてしまい、逆に財政の負担が大きくなることになる。

先ほどの再質問で民間委託の委託内容の想定は伺いましたが、一般論として学校給食を民間委託となると、保護者側からするとさまざまな不安があるように思われます。

先ほどの想定からすると、献立の作成や食材の購入は従来どおり市の栄養士が行うので、地産地消や食育、アレルギー対応などについてはこれまでどおり保障されるというふうに思われますが、現在の調理員の雇用は守られるのか、またその他にも給食費の価格やその未納者への徴収方法の改善、対応できる委託業者の選定、また契約しても仮にその契約が破棄されたり撤退したときの対応などが懸念をされます。

これら現在の直営方式から民間委託移行へのメリット・デメリット、またその課題についてお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、メリット・デメリットと主な課題について、お答えをさせていただきたいと思ひます。

給食調理業務など民間に委託することによります、まずメリットといたしましては、給食調理員、これは日々雇用職員でございますが、任用や賃金支払いなどの人事管理事務が不要になることとございます。

次に、調理員などの休暇による補充が委託事業者の責任において実施されることによりまして、常に適正な労務管理などがされ、給食センターの運営の安定性が確保できるということとございます。また、業務の仕様書——業者との仕様書でございますが——に示すことによりまして、現在取り組んでおります食物アレルギー対策給食の継続、それから対象品目の拡大等が期待できることとございます。また、給食調理員につきましては、正規職員にかわりまして新たに調理員が雇用されることにより、雇用の拡大と、若干ではございますが人件費の削減が図れるものと考えております。

デメリットといたしましては、栄養教諭などが調理員に対しまして直接指示ができなくなるということとございますので、栄養教諭がつくりました献立がそのまま仕上がりにつながるかどうか心

配などところでございます。また、給食の質は調理員の資質と能力に左右されるところでございますので、経験豊富で優秀な調理員の確保につきましては委託事業者に任せることとなりますので、これも少し課題になってくるかなということを思っております。

また課題としましては、市と委託事業者の業務分担、それから調理など業務の実施体制、衛生管理や危機管理に係る対応などを業務の仕様書に、詳細かつ丁寧に市の方針として示していくことが必要でございます。給食の質を落とすことなく、市の意向に沿っていただける優秀な業者を選定するのが最も大切でありますので、十分な調整を図っていきたいと考えております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ちょっと再質問したいと思います。今、メリットの中で職員の労務管理が、その部分が負担がなくなるということと、給食調理員にかわり新たに調理員が雇用されるということで、雇用の拡大と人件費等の経費の削減も期待できるという答弁がございましたが、これにつきましては、人が入れかわるだけで雇用の拡大とはならないのではないかと。

逆に、現在の調理員の雇用を失うことになるのではないかというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

調理業務を委託することによりまして、現在在籍しております正規職員の調理員は、民間委託の開始と同時に配置転換ということで、他の部署に配置がえになる予定でございます。それによりまして、新たな調理員の雇用が必要になるということで、雇用の拡大ということでございます。

また、現在の調理業務に係る人件費としましては、先ほども申しましたとおり、わずかではありますが経費の削減が図れるということでございます。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

配置転換ということになりますと、市全体で考えるとそんなには人件費削減というふうにはならないかと思いますが、次に行きます。

3項目めでございますが、今回改めてこのことについてしゃべってみますと、厳しい地方財政の折から、多くの自治体で学校給食の民間委託への移行、あるいは検討が進められているようであり

他自治体における民間委託の実績や、また移行後の効果についてお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、ほかの自治体における民間委託の実績とその効果について、お答えをさせていただきたいと思います。

まずは、単独校の調理場を除きます共同調理場でございますが、センター方式によります調理場でございますが、平成30年4月現在で県内では73施設ございます。そのうち、調理業務や運搬業務を業務委託している施設は26の施設で、約36%でございます。これを全国的に見ますと、47%が民間委託をしている現状でございます。また、近年では、施設の老朽化や統廃合に伴います施設建設にあわせまして、調理業務などを民間に委託される傾向もでございます。

効果につきましては、先ほどのメリットでもお答えをさせていただきましたとおり、人事管理の事務の軽減や、それから事業者による適正な労務管理、それから食物アレルギーなどの給食管理の新たな取り組みなどが考えられます。また、先進地、ほかの自治体からもお伺いしたところ、労務管理の負担が軽減されておるといことも聞いております。以上です。

〔9番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、答弁でありました全国的に47%が民間委託へということでありますけど、全国的に見ると、そういった民間委託へ流れが向いているといったことを理解しながら、この最後の質問に入りたいと思いますが。

本市においては、民間委託への検討に入ったということではありますが、先ほどから申し上げてきたように、それについてはさまざまなデメリットもあり、多くの課題もあります。そういったものを一つ一つクリアしていきながら、最終的に多くのメリットを引き出して、総合的に民間委託、総合的に判断をしていい方向に結論を見出すことが肝要であろうと考えます。

民間委託へ向けた今後の進め方について、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

民間委託へ向けた今後の進め方についてお答えします。

学校給食は、学校給食法に基づき、食育の重要な教育活動として実施しています。民間委託の大前提は、現在充実している本巢市の給食の質を落とすことなく進めることが重要です。

民間委託は、いわゆる民営化ではなく、市が、実際には栄養教諭になりますが、責任を持って献立を作成し、物資選定や食材購入、調理工程の方向づけとその指導、調理物の検査などは今までどおり直接行うことが基本路線であると考えています。食育の充実と食の安心・安全を保った上で、毎日の食材の受け入れや点検、調理作業、運搬、食器の洗浄、保管などの業務を民間事業者に委託して行うものです。

この民間委託の今後の進め方につきましては、まず、民間委託を実施している市町から委託内容やその状況などをさらに丁寧に情報収集してまいります。それと同時に、民間委託検討委員会を設置して、基本方針や配慮事項、実施までの見通しなどを検討してまいります。

具体的には、委託に当たっての市の役割と民間委託の業務内容の明確化、安心・安全な給食の提供のための徹底事項や危機管理体制の確立、市の指導が十分に生かされる体制のあり方、これらを十分に検討し、業務仕様書を詳細に作成することが重要になります。その後、委託開始の時期を定め、民間事業者の選定方法を検討し選定していく流れになりますが、その間に、現在従事している調理員等の雇用への配慮や保護者・学校への周知なども進めていく必要があります。

なお、事業者選定の際には、単に経費のみによる選定ではなく、事業者からの提案や実績も十分考慮するとともに、衛生管理の徹底やアレルギー食への対応、地場産物の活用、郷土食や行事食の充実などについて、事業者が市の要望にどこまで応えられるのか十分検討していく必要があります。

学校給食は、民間委託後も市が責任を持って児童・生徒に提供するものであり、今まで築き上げてきました手づくりと旬の食材を使用したふるさとの味や食文化、さらには作り手からの心のこもったメッセージを生きた教材として送り続けたいと思います。

食育は、生きる力の基盤です。給食に妥協はないの信念のもと、責任を持って安心・安全で魅力ある学校給食が提供できるよう、丁寧に進めてまいります。

[9番議員挙手]

○議長（鐺本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、教育長のほうから今後の進め方や学校給食への熱い思いというものを語っていただきましたが、直営から民間へということになりますと、給食業務の全てをとったイメージがどうしてもありますので、保護者は不安に思うことと存じます。

答弁にもありましたが、学校や保護者への説明と周知に加え、その意見や要望も十分に聞いた上で進めていただきたいというふうに存じます。そして、さまざまな課題があることを指摘させていただきましたが、一番心配されるのは、直営から一旦民間委託へと切りかえてしまうと、相手があることでありますので、何らかの理由でその委託業者が撤退をした場合、その後の対応の問題がございまして。民間委託に当たっては、万全を期して慎重に検討していただくことを願って、この質問は終わりたいと思います。

次に移ります。

本菓市の働き方改革ということで質問をいたします。

4月の初めに議長、副議長に同伴をし、関係官庁や近隣自治体に挨拶に伺いました。最後に伺った北方町へはちょうど5時となってしまう、玄関から入ろうとしたところ、鍵がかかっている入れませんでした。町長に連絡すると、職員が慌てて開けてくれましたが、聞いてみると、きょうはノー残業デーで、5時で閉庁する日だったということでありました。私ども議員という立場でありながら、職員に迷惑をかけてしまったことに反省をしながら、ノー残業デーという一つの働き方改革を目の当たりにして、町民、市民以外の人にも訪庁する自治体の改革の難しさを知らされた一面でもありました。

そこで、まず1点目でございますが、本市の職場環境改善に向けた現在の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、本市における現在の具体的な取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

本市では、平成23年度から市職員の仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進のため、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の計画的な取得促進などに努め、職員の健康で豊かな生活を送るための時間の確保に取り組んでいるところでございます。特に、長時間勤務を抑制するため、一人の職員に業務が集中することのないよう管理職員の目配りを促すとともに、所属部局内で業務の分散化を図るよう指示しているところでございます。

また、職員が年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めますとともに、毎月8のつく日を全庁的なノー残業デーとしておりましたものを、実施しやすくするために各課で調整をし、任意の日をノー残業デーとして実施できるよう変更するなど定時後の早期退庁を促し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図っているところでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

安倍政権が今国会で最重要課題とする働き方改革関連法案が5月31日に衆議院を通過し、6月4日に参議院本会議で審議に入りました。

法案の柱の一つで、高収入の一部専門職を労働時間規制から外す高プロ制度のほか、残業時間の罰則つき上限規制や正規・非正規労働者の不合理な待遇差を禁じる同一労働・同一賃金の導入が柱で、この法案の趣旨は、働く方がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現することが重要としております。

今回の働き方改革の関連法案の概要は、残業時間の上限規制、有休取得の義務化、勤務間インターバル制度、割増賃金率の猶予措置廃止、産業医の機能強化、同一労働・同一賃金、高度プロフェッショナル制度の創設で、裁量労働制の対象拡大については法案から削除されました。今回の改革は、従来は事実上青天井だった残業時間に、1947年の労働基準法制定以来、初めて上限を定めるといった70年ぶりの抜本改革と言えます。成立すれば、大企業では来年2019年4月から適用されることとなります。

しかしながら、これらは民間企業を対象とした内容であります。では、地方自治体における働き方改革についてはどうなのかということで目を向けてみました。

調べてみますと、先進的な取り組みを行っている自治体が多数あります。御紹介させていただきますと、資料1を見ていただきたいと思います。

ここでは、全国から注目されている北海道森町の働き方改革があります。

活火山の噴火が想定される森町は、もともと自然災害に対する意識は高かったが、2011年の東日本大震災をきっかけとして、自然災害に対するBCP対策が具体的に検討されるようになりました。全国から注目される職員の山形巧哉氏は、災害時に業務を停止されることなく、職員が能力を發揮できる。いざというときには、担当外業務の応援もスムーズにできる環境を整えることが重要だと考えました。森町は、オフィスソフトなど職員が業務で使うメールや業務ソフトがクラウド経由で提供をされております。災害時、一つの庁舎が倒壊しても別の場所から変わらない環境で業務を再開することができる。時間と場所を左右されずに仕事ができるこのテレワークの仕組みを構築したことで、これが職員の残業時間の減少やコミュニケーションの向上につながったばかりではなく、テレワークが住民へのサービス向上に寄与しているということでもあります。

例えば高齢者が多いこの町では、確定申告に庁舎に行くことが難しい人たちに対し、近くの会館に出向き、端末とプリンターを持ち込み手伝うことで、住民サービスの向上につながっています。逆に、災害発生時の被害状況やヒグマの出没状況など、現場に身近な住民からの提供で行政職員の業務が大幅に削減できるといった効果があります。それまでは慢性的な残業体質だった職場が、現在のシステムになり、残業はなくなったとのことでもあります。

市の資料2にありますよう、この森町のほかにも自治体の取り組み事例は幾つもあり、岐阜市では夏期の朝型勤務の推進、愛媛県では有休取得率の向上、沖縄県ではイクボスやプラスワン休暇の推進など、それぞれの地域事情に合った改善に取り組まれているようであります。

住民サービスの提供を目的とする自治体では、民間企業のそれとは違った事情があるように思われますが、自治体における働き方改革とその課題についてお尋ねをいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

本市を含めた自治体には、さまざまな分野の業務がございまして、担当部署ごとにかかわる対象の方でありますとか業務のやり方、こういったものが異なっております。また、市民の皆様の生活が多様化する中で、自治体としての対応も今まで以上に複雑になってきておる状況でございます。

自治体規模がそれほど大きくない本巢市では、限られた職員で多くの業務に対応するため、一人の職員が幅広く複数の業務に携わっておりまして、それぞれが責務を全うできるベストな働き方を検討していかなければならないと考えております。

そうした中、働き方改革を進めるためには、全職員が働き方改革の必要性を共有し、当事者意識を持ち、自己改革に意欲を持つことが大切であり、特に組織風土の醸成が最も重要であるというふうに言われております。このことが、今後の自治体の働き方改革の大きな課題でもあるというふうに考えております。以上でございます。

[9 番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

次に移ります。

私なりに、今回、この自治体の役所における働き方改革について考えてみましたが、一般的に、いわゆる時間外労働時間の削減やテレワークの導入、イクボス宣言や親の介護など仕事と家庭の両立などの実施といった、結果や形だけを求めてしまう傾向が強過ぎるのではないかとこのように考えます。

仮に、退庁時間の制限やノー残業デー、男性の育児休暇など有給休暇取得の推進などを形式的に導入してみても、そのしわ寄せから仕事の持ち帰りや他の日に仕事を回す。極端な例では、休みをとるために休日出勤をして仕事をするなどしては何の意味もありません。ましてや、本来やらなくてはならない仕事をカットしてやらずに済ませてしまえば、住民サービスを低下させることになり、これは論外であります。

残業をなくす、育児・介護といった家庭と仕事の両立の充実には、会議時間の見直しや部署内・部署間のネットワークを密にし、いかに仕事の無駄を省き、業務の効率化を図ることが重要であるというふうに私は考えます。

今後の本巢市の働き方改革への取り組みについて、最後、市長にお尋ねをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、働き方改革についての本巢市の取り組みということでの御質問でございます。

先ほど来、企画部長のほうからいろいろお話をさせていただいておりますけれども、職員の職務環境というのは、先ほど来お話でございますように、それぞれ自治体によっていろいろと違いがご

ございます。また、取り巻く社会情勢というのもまたいろいろございます。そういった多様な環境の中に、我々公務員の職務の環境もあるということでありまして、民間企業ともまた違った部分もありますけれども、我々公務員を取り巻く環境というのは、それぞれの自治体ごとにいろんな環境があるということでございます。

こうしたことから、職員がより働きやすい環境をつくっていくというためには、やはりそれを抱えている自治体がそれぞれ現状をしっかりと把握して、組織を挙げて職場環境の改善に取り組んでいくということが私は必要じゃないだろうかというふうに思っております。

今後ともそういったことから、事務事業の改善、また人員の適正配置、また職員のスキルアップ、また先ほど来お話がありましたように休暇取得の推進とか時間外勤務の縮減と、こういった取り組みによりまして、先ほど来お話がありましたように行政の効率化、スリム化、こういうことをやっぱりやっていかなければ、先ほど来お話がありますような、休め休め、それから帰れ帰れといったも、仕事を減らさずに、中身を減らさずに命令だけ言っても、結局しわ寄せというのが、先ほど黒田議員からお話があったような、そういったことにつながりかねないだろうということを思っています。私はやはりかねてから申し上げておりますように、事務事業の改善というようなことと、それから人員の適正配置、職員のスキルアップ、こういうようなことをしっかりとやって、やっぱり行政の効率化、スリム化ということをしつかりやっていくということで、個々の職員がそれぞれ能力を最大限発揮して働くべき、またしっかりと休めたり、早く帰ったりできる、そういった働きやすい職場になっていくんじゃないかというふうに思っています。こういった行政の効率化、スリム化というのを最大限の目標にしながら、今後の働き方改革というのに取り組んでいきたいというふうに思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

3点目、かわまちづくり支援制度による水辺の有効活用という質問に入りたいと思います。

5月の連休中、市民のある方から、美濃加茂市のほうでは国の制度を活用して水辺の公園整備を行っているという新聞記事を見たので、本巢市でもできないかどうか調べてみてくださいといった電話をいただいたので、早速調べてみました。

資料3に国土交通省のかわまちづくり支援制度があります。その定義は、河口から水源地までさまざまな姿を見せる河川と、それにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの資源や地域の創意に富んだ知恵を生かし、市町村、民間事業及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間、まち空間が融合した良好な空間形成を目指すとしております。そこには、ソフト対策とハード支援、またその横には申請に関する手順のフローがあります。

この制度について、私なりの理解で概略だけ説明しますと、かわまちづくりの概念に共有するものが、その思いや内容についてまとめて申請をする。認められた事業に対しましては、国土交通省

が財源元となり、国管理の河川は直轄で、県管理の河川は県が、そして市町村管理の河川については、その市町村がそれぞれ事業主体となって事業を行うといった内容であります。

資料3の左の下には、岐阜県内の登録事例がございます。現在、この制度は平成28年2月10日の施行でありますので、それ以前のは前身の制度での活用となりますが、近いところでは北方町かわまちづくりがあります。ここは、皆さん御承知のとおり、本巣縦貫道沿いの区画整理を行った糸貫川に隣接する場所に整備された清流平和公園であり、このフェスティバルには、私も根尾川漁協の活動で、子どもたちへの環境学習の一環として投網の実演や魚のつかみどりなどを実施したところがございます。ここの公園の横を通りますと、水辺を散策する親子の姿が見られ、まちの中で癒やしが感じられる空間として多くの市民の方に利用されているようであります。

私は、本巣市に生まれ育った者として、清流根尾川をこのまちの宝物だというふうに思っております。ましてや、この川のシンボルとして生息するアユは本巣市の魚に指定されております。

こんな本巣市でありながら、北方町に先を越されたということには、携わる者としては恥ずかしく思えるのと同時に、所管する部長初め職員の方に文句を言いたい心境ではございますが、前向きに考えまして、まずこの制度を活用した事業実現に向けたかかわり方、そのプロセスなど制度の詳細について、産業建設部長に伺いたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を原産業建設部長に求めます。

原産業建設部長。

○産業建設部長（原 誠君）

制度実現に向けた市や市民のかかわり方や段階的プロセス、またこの制度の詳細ということについてお答えをさせていただきます。

かわまちづくり支援制度とは、国土交通省が2009年に創設した取り組みの事業であり、各市町が中心となって地域住民や地域の各種団体、企業、河川管理者が協働でかわまちづくり計画を作成し、国の登録を受ける必要があります。登録を受けた計画につきましては、河川管理者によるハード・ソフト両面からの技術的支援を受けることができる制度でございます。国土交通省では、この制度がスタートして9年が経過し、支援対象として登録されたかわまちづくり計画は、2018年3月時点で全国で191カ所となっております。

この計画の策定に当たり、地域活性化のために景観、歴史、文化及び観光基盤などを生かすことが求められますので、市民からのアイデア、民間事業者との水辺を利活用する検討や相談、また河川管理者など関係機関からさまざまな意見を聞きながら、河川空間とまち空間が融合した水辺空間を形成する制度ということでございます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、制度の詳細な説明について伺いましたが、最後、市長に聞いてみたいと思います。

ここへ持ってくるのに、冒頭で園児たちへの市の魚、アユのことを理解させることができていない我々大人としての反省を申し上げましたが、資料4にあるように、このかわまちづくりとリンクして水辺の楽校プロジェクトというものがございます。

子どもの水辺における環境学習や自然体験活動を進めるに当たって整備が必要な場所に支援を行うもので、現在、全国で277カ所が登録をされており、地域の特色を生かした子どもたちへの学習活動へさまざまな取り組みが展開されているようであります。

資料5には、この質問の初めで申し上げました美濃加茂市のかわまちづくりについての取り組み事例がございます。ここは、旧中山道の太田宿を擁しておりまして、にぎわいを創出することで太田宿と美濃太田駅、日本ライン下りの出発港がある中之島公園を結ぶエリアを対象とした整備で、観光推進によるにぎわいの創出が最大の目的であるようであります。

この制度を活用した本市の取り組みの想定といたしましては、長年の懸案となっておりますモレラ前の糸貫川の河川公園整備があります。ここは、洪水も起きない安全で穏やかな河川で、堤沿いには立派な桜並木もあります。水辺の空間を創出することで、市民に癒やしの提供ができることや、周辺に飲食店やお酒を飲める店が出店することで、昼夜ににぎわいを創出することができるのではないかと。あるいは、先ほど述べた子どもたちへの環境学習や自然体験の場として提供することも可能であります。

また、昨日、河村議員のほうからも質問がありましたが、根尾川堤防沿いの河川敷を、例えばサイクリングロードやジョギングロードとして整備することで、市民の余暇の過ごし方の拡大や健康増進、周辺の学校の自転車競技の練習場としての提供もできます。さらには、インターチェンジを利用して、遠くからサイクリング愛好者が集うことでの観光推進、こうしたかわまちづくり制度を活用した本市の水辺の整備について、市長の見解を伺います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、かわまちづくりの支援制度によります水辺の有効活用ということでの市の方針についてということでの御質問にお答え申し上げたいと思います。

まずは総論を一番最初に申し上げれば、まさしく黒田議員の御指摘のとおりでございます。私どもも、今基本的には、水辺の空間をうまく使えるような、そんなことを今後考えていきたいというふうに思っております。その前に、少し状況もお話しさせていただきたいと思いますが、河川に対しましては先ほど来ありますように、治水機能の向上というだけじゃなくて、水辺に親しみ、生き物を育み、自然と触れ合い、美しい景観を創出するなどの都市に残された貴重な空間ということでもさまざまな期待も今寄せられているところでございます。また、本巢市の都市計画マスタープランの中におきましては、根尾川、糸貫川、犀川などまちに潤いをもたらす水と緑の豊かな風

景の場、また教育の場等として活用を図りますというふうに今回の都市計画マスタープランでも位置づけております。

さらに、先ほどもちょっとお話がございましたけれども、東海環状自動車道の糸貫インターチェンジの開通というようなことが想定されておまして、それに伴って幹線道路の整備というようなことで、市を取り巻く環境の変化が大きく予想されておまして、我々はこうした東海環状を使っているいろんな形でまちづくり、観光振興も含めたまちづくりをやっていかなければいけないというふうに今考えておまして、その一つとして水辺空間の利用というのを推進していきたいというふうに考えております。

先ほどもちょっとお話がありましたけれども、昨日も河村議員のほうからも根尾川でのサイクリングロードのような御提案もございました。ということから、黒田議員のほうからも御提案のございました糸貫川の河川公園、また根尾川堤防沿いのサイクリングロード整備ということにつきましては、国とか県の使用許可、また助成、こういうものが支援を受けられますように、私ども本業市もかわまちづくりの計画の策定に本格的に検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今、非常にあっさりとした明確な答弁をいただきまして逆に戸惑っておりますが、この制度を活用した水辺のすばらしい空間が創造できることを願って、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

〔挙手する者あり〕

○議長（鰐本規之君）

上谷議員。

○15番（上谷政明君）

私用によって退席させていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいま上谷議員から退席の要請がありましたけれども、事前に了解をしておりますので、議員の皆様におかれましては承知おきを願います。

続きまして、14番 瀬川治男君の発言を許します。

○14番（瀬川治男君）

議長のお許しを受けて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

1点目、パブリックコメントについて質問いたします。

広報「もとす」の5月号にパブリックコメントの平成29年度の実施状況が掲載されておりました。9案件の実施があり、うち3件に意見が出ておりました。行政的な用語を調べてみますと、用語集には594の用語があるということでございまして、そのうちの一つにパブリックコメントというのが

あります。

一般的には余り聞きなれない言葉なので、どうしたものかということを一遍お尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

パブリックコメントという言葉は直訳いたしますと、パブリックとは公衆、コメントとは意見という意味でございます。公衆というのは、すなわち市民の皆様のお伺いすることにより、市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の市政への参画と市民協働のまちづくりを推進するため、本市では平成19年度にこのパブリックコメント手続要綱を整備いたしまして開始しているものでございます。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

今説明がございましたが、この制度は、市の基本的な政策等を決定する際に事前にその案やその他必要な事項を公表し、市民の皆様からの寄せられた意見を参考に政策等を決定するとともに、寄せられた御意見と市の考え方を公表する制度ですということになっております。

この制度は、政策等の意思決定段階において、行政側にこの制度の実施を義務づけることにより、市民の皆様のおさまざまな御意見を市政に反映する機会を確保し、行政の透明性の向上を図ることで、市民協働のまちづくりを効果的に推進することを目的としております。

このパブリックコメントの意見を求める方法としては、どのようにされておられるのか、お聞きをします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

意見を求める方法につきましては、先ほど申しましたパブリックコメント手続要綱、これで定めておりまして、政策などの意思決定を行う前にあらかじめ政策などの案を公表いたします。公表の方法といたしましては、担当窓口での閲覧や配布、市のホームページへの掲載などによりまして公表することとしております。また、より多くの御意見をいただくために、事前に市の広報紙とホームページによりまして、広く市民の皆様にお知らせすることとしております。

その後、市民の皆様から案に対する御意見をいただくわけですが、その御意見につきましては、市が指定する部署への書面の提出や郵便、ファクス、電子メールなどによりまして、公表した日から30日以上の間を設けて御提出をいただくということにしております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

本巢市のパブリックコメント手続要綱の中に、第6条、市民などによる意見の提出期間は、政策等の案を公表した日から30日以上とし、実施期間がその都度定めるものとあります。

今回出ておりました本巢市公共施設再配置計画、これは30年間にわたる計画が出ておるようですが、これをインターネットで見るとか役所へ行って見せてもらうとか、いろんな、まずこういうことがあるよということがわかってから窓口へ行って調べることになると思うんですが、ある地域へ行きましたら、全然来ていない部分があるので何ですが、役所に置いてあるのは分厚い書類が2冊あって、それを市民の方が見て、それに基づいて意見を申し出ると。文書で出すと思うんですけど、そういった手法をとっておられるようですが、非常に使いづらいというか、パブコメに意見を言うということが非常にしにくい状況に私は感じました。そういうこともあって、非常に件数も少ないのかなというふうに思っております。

また、今部長が言われました、こういうことをやりますよと言ってから30日以上の間をもって意見を出してくれというような言い方なんですが、例えばこの公共施設の再配置計画については、日にちが30日を切っておったという部分、それと、広報で知らせるというお話でございますけれども、2月15日からの募集で30日間になると思うんですが、その部分が3月1日以降に配られる市民の広報に出ておることなので、30日という規定もありながら、実質的には半月済んだ3月頭に市民のところへ行くと。

先ほどもホームページとか、こういった広報とかというお話がございましたけれども、このことについては、非常に出しづらかったのかなあと、そういうことを感じて、今言っておられます30日以上という部分について、広報の半月しかなかった部分についてどのようにお捉えか、ちょっとお尋ねします。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

ただいま非常に御指摘をいただきまして、大変恐縮でございます。本当に弁解の余地のない手続の不備であるというふうに認識をいたしております。

今後につきましては、こういった制度といったものをきちっと各部署に周知をして、こういった

手続の不備のないように、今後取り組んでいきたいというふうに思っております。大変申しわけございません。

[14番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

今、企画部長から済みませんというような言葉を聞くとは思っていなかったもので、ちょっと。1つ飛ばしていきます。

多くの市民からの意見を聞くのは、この目的であると思います。それによって市の政策もいいものに向かっていくと。後にもお話ししますが、市民の方は非常にいろんな部分で活躍されて、知識を持っておられます。ただ、この制度が出しにくいとか、余りわかっていないとか、インターネット環境もある人もない人もあると思いますし、こういった時期的なずれもあったりして非常にやりにくいと思いますので、この辺について、これから今後、何かいい方策はないのかということをおもうんですが、部長はどう思われますか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

このパブリックコメントの目的につきましては、先ほど来お話をさせていただいておりますように、市の基本的な政策形成過程における公平性及び透明性の向上を図り、もって市民との協働による行政運営の推進に資するというところでございます。

市が事前に計画などの案を明らかにし、市民の皆様からその案に対する御意見をいただきまして、その寄せられました意見を考慮して最終的な案を決定していくというところでございます。そういったことによりまして、市民に市政への参画機会を提供するということとあわせて、市民の多様な意見を市政に反映し説明責任を果たしていくということで、目的である市民との協働による行政運営の推進に資するというものであるというふうに考えております。

そのためには、こういったパブリックコメントという手続のほかにも市民アンケートでありますとか市民説明会の実施、また各種計画を立てる場合に事前に策定委員会でありますとか、そういった委員会を設置するなど行いまして、政策形成の過程において多くの市民の皆様から御意見をお伺いしながら、計画を策定しているというところでもございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様から多くの御意見をいただくために、こういった事前の周知を含めて、市の広報でありますとかホームページ、こういったものの掲載方法の充実をより図っていく必要があるというふうに考えておりますので、今後ともそのように進めていきたいと思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

先ほども言っておりますように、市の政策を進める上に非常に大事な手法であると思っておりますので、実際そういった意見をたくさん聞いていいものにしていくために、いろんな手段を持ちながら進めていっていただきたいというふうに思っております。

それでは、次に2点目に移らせていただきます。

本市のホームページ施設案内の掲載方法についてということで質問させていただきます。

本巢のホームページを見てみますと、私びっくりしたんですけど、施設を見てみますと、場所とか写真があったり、使用料が幾らとかいうようなあれが出ております。私、3年ほど前に市民文化ホールのあれでお話ししたことがあって、それが気になっておりましたので、今、そのことについてもう一回これはお話を聞いておこうかなあということで、この質問をさせていただいておりますけれども、よその地域から見てみますと、非常に乏しい内容だなということを実感しております。このことについて部長はどう思われるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を大野企画部長に求めます。

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

市のホームページのトップページでございます市の施設案内におきましては、議員が申されましたように、施設の所在地でありますとか連絡先など主要施設のごく簡単な紹介の程度のみ掲載しております。議員が申されましたように、その施設でこういった行事を予定しているのかなどの施設の行事案内までは、そのページでは掲載いたしておりません。

それぞれの施設における事業内容や行事予定表等を案内するページにつきましては、別に存在しております。そことうまくリンクしていないということから、見ていただく側からしますと大変わかりづらく、内容的に乏しいというふうに感じておられる方がいるのではないかというふうに考えております。

こういった御意見をもとに、今後は必要な情報が得やすくなるよう、見やすく利用しやすいホームページに一層また取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

企画部長には、非常に厳しいことばかり言っておるような感じで申しわけないんですけども、

今後見やすいホームページにしていくということをおっしゃってみえますので、非常にうれしく思うとともに、市民のために非常にいいことだというふうに思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

そこで、具体的なことを教育委員会のほうにお聞きしたいと思えます。

そもそもこの質問に至っては、私は文化ホールの協議会ですか、そこに所属しております、3年ほど前に非常に文化ホールの日々の行事予定はどうなっておるかということで調べました。そのときに、いついつかありましたよというのはもう2年も前のやつがあって、こんなのおかしいんじゃないと、消しなさいと言ったら消した。それから後、いつ何が出るのかわからないという状況が続いておるし、それでは文化ホールに来たい人も、子どもたちの映画とかいろんなこともあるんですけど、いついつかこういうのがありますよというのを載せてやれば、大きい行事については広報とか何かで載りますので、チラシが配られたりとか。実際に子どもたちやら老人やら何かが見に行きたいとか、行きたいなと思うことがなかなか見つからんというような現状を踏まえてこの質問をしております。

今度、高木貞治博士の記念室、それから赤彩古墳とか、こういったところ、大変重要な施設でありながら内容が詳しく出ていないということですから、今回、船来山を観光などを含めて開発していくということが前向きに進められておりますので、こういった施設が非常に重要だと思うんですね。展示の内容とか交通アクセス、駐車場の有無、料金等、そういった内容をやっぱり多くの方に知っていただいて、これからどんどん人が来ていただくためにも、そういった方策でホームページに載せるということが大事だと思います。

ホームページのことを言っていると、本巢市の広報の中に本巢市ホームページに関するアンケートということで寄せられております。これがどれぐらいのアンケートを出してきておるのかちょっとわかりませんが、そういったことも載せてありますので、そういった意見ももちろんあると思えますが、そういったふうにしていただいて、詳しい内容の、催事がいつどうなっているのかということをお教えいただきたいと思えます。

この間、岐阜市の岐阜城というのを見ていましたら、写真入りで非常に細かいことが書いてあるんですね。こういったような非常に細かい、例えば高木貞治さんの部屋にしても、赤彩古墳についても、写真入りでこういったものを載せて細かく説明をして、それぐらいしてもらおうと、人もどんどんと来ると。本巢市に人を呼ぼうとすれば、そういった手法が大事ではないかと私は思っております。

そういったことで、教育委員会の事務局長さんにその辺のことを、教育委員会のことばかり言っていますけど、ほかの施設ももちろんあると思えますけれども、お話を聞きたいと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、ただいまの御質問の市民文化ホールのホームページの掲載方法等について、お答えをさせていただきますと思います。

現在の市民文化ホールのページにつきましては、ただいま企画部長のほうから申しましたとおり、施設案内のページと事業の案内、開催時刻などを案内するページが別々に存在しております。情報を入手していただくには、大変しにくい状況であると言えます。

本巢市には、御存じのとおり、真桑人形浄瑠璃や能郷の能・狂言といった国の重要無形民俗文化財があります。市民文化ホールは、こうした本巢市の貴重な文化を市民に提供する大切な拠点となっております。本年度につきましては、文楽の日を設定し、真桑文楽保存会や真正中学校同好会により上演をいたします。また、第23回岐阜県文楽・能大会もとす2018ということで、文楽に加え、能郷の能・狂言も出演をする予定をしております。さらに、秋山仁先生の算数・数学スペクトル・ショー2や桑山紀彦氏の地球のステージの講演、陸前高田市の教育長さんの防災講話、金哲彦氏のウォーキング教室といったさまざまな事業を今年度計画しております。

今後は、市民の皆様がこういった市民文化ホールの事業について、必要な情報が得やすくなるようなわかりやすいホームページに改善をしていきたいと思っております。

また、先ほどございました、今年3月にオープンいたしました高木貞治博士記念室や船来山古墳群、赤彩古墳の館等につきましても、できる限り必要な情報を提供するために、ホームページのほうの改善を考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔14番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

今お聞きしましたら、相当考えておっていただけるなあということで喜ぶ次第ですけれども、文化ホールの行事予定を見ますと、非常に新しい行事をたくさん入れていただいております。非常に子どもたちにも関心を持ったようなことが計画されていますので、いち早くそういったものを載せていただいて、市民が見て、これは行こうという気持ちになるように、ひとつよろしく願いたいと思います。

それでは、市内にはいろんなところで活躍された方たちがたくさんお見えです。

けさ、岐阜新聞の素描を見ていましたら、うちの教育長、川治さんのあれが出ておりました。その中に、数学のまちづくりで東京理科大学の秋山仁先生をアドバイザーに委嘱したということが出ていました。私、そういった部分、もちろん大変いいんですが、市内にいろいろ見える、この方は有名な方や先生は頼まれたと思うんですけど、市内に本当にもっといろんなたくさん、例えば真桑文楽一つとれば、近くに昔からよく知っておって、生き字引みたいな人がいるんです。そういった人ももう高齢ですから、こういった方をお願いしたりして文楽の伝承とか、将来的に、素描の中で言ってみえますけど、改革していかないかと。もうマンネリ化はあかんのやと、改革せなあ

かんということをお教育長は言うてござるので、そういった部分も含めて、そういった人材を発掘して市のためにお願いしてはどうかと、そういった人を発掘してはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鰐本規之君）

市長でいいですか。

○14番（瀬川治男君）

いいですよ。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

何か私ではあかんみたいな。私でいいですかと言われると、あと誰がやるんかしらと思ってまうで。

それは冗談としまして、先ほど瀬川先生のほうからいろいろと御質問をいただきましたパブリックコメント、それからホームページのことについて、大変耳の痛いお話も大変多くお聞きさせていただきました。

やはりなかなか細かいところまでどうしても気づかないということは、我々職員として、その辺を謙虚に反省しなきゃいけないのかなというふうに思っております。これからも、仕事というのは手をつけただけじゃなくて、最後までしっかりと見届けることによって一つの仕事が完了するというのでございますので、これからもこういった業務においては、隅々まで気が行き渡るような、そんな取り組みを職員にまた行わせていきたいというふうに思っております。私からも、いろいろと御指摘いただいたことを肝に銘じて、職員の指導に努めていきたいというふうに思っております。

それから、その中でホームページ等々に関連いたしまして、先ほどいろいろ御質問いただいております。そうした中で、最後の3番目のところでも御質問をいただいておりますけれども、総論のほうの話になっていりましたが、優秀な人材がこの市内にもいっぱいおられる。ぜひこういうものを使ったらどうだろうというお話でございます。

これから、いろんな形でこうした専門家の皆様方というのを本巢市政の充実というのにまた生かしていきたいと。今までもいろんな御意見を聞く場ということで、そんな先生方をお願いしてやっておりますけれども、我々まだまだ気づかないところがあるかと思っておりますので、またぜひ議員の皆さん方からも、こういった方が見える、こういう方がいるよということで教えていただければ、そういった方々とまたコネクションをつけまして、またいろいろと市の行政の推進にいろんな形で参画していただける、そんな取り組みにしていきたいというふうに思っております。

市民協働参画社会、いろいろ言っておりますけれども、やはり実体が伴わなければ、かけ声だけでは終わってはいけないと思っております。これからはそういった方々をぜひ御指摘をいただきたいというふうに思っております。

そういった中で、ホームページの改正ですとか、それから館の運営管理等々もいろいろございます。本巢市にはいろんな施設がございますけれども、そういった施設につきましても、専門的な立場からいろんな御意見をいただくような仕組みを考えていきたいと思っておりますし、また館の運営等におきましても、そうした専門、市内におられてお手伝いしてもいいよと、そういった有能な、優秀な方がおられれば、いろんな文化施設等々の施設の管理もそういった方々をお願いしていくということも、今後検討していきたいというふうに思っております。

市民総ぐるみで市内にあるいろんな施設を有効活用できる、そしていい形で市民の皆様方に喜んでいただける、そんな施設運営に今後とも努めていきたいというふうに思っております。ソフト・ハード含めて、十分また肝に銘じて推進していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[14番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

瀬川議員。

○14番（瀬川治男君）

大変厳しい質問ばかりで申しわけないので早く終わりますが、最後に、市長の言っておられる、市民が元気で笑顔があふれ、安全で安心して暮らせるまちづくりに一層邁進していただくことを市長にお願いして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時46分 再開

○議長（鰐本規之君）

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

それでは、一般質問を行います。

16番 大西徳三郎君の発言を許します。

○16番（大西徳三郎君）

市政自民クラブ、3人続いて質問でありますけど、よろしく御回答お願いしたいと思います。

その前に、3月議会におきまして一般質問は用意しておって、新聞に大西議員登壇せずというような記事も出まして、市民の皆さんからお叱りやら、また御心配をおかけしましたということで、大変御迷惑をおかけしたなあということで市民の皆さんにおわびを申し上げたいと思っております。これからは自分の体調をきちっと万全に整えて議会に臨んでいきたいなあと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

3月議会から6月議会になりまして、ぱっと顔ぶれを見ると、市長と議長は同じ年でありますけ

ど、副市長、また林政部長など若い幹部がそろっておみえになり、自分の年からいうと10も15も若い人ばかりがそろってきておるといふことで、そういう面では若い人の力ということが結集されて、これからの本巣市をつくっていただけるかなあと、そんなことで御期待を申し上げたいと思いません。

また、2週間ほど前に東京へ陳情活動ということで議員も6人行きまして、そのときに、たまたま明る日、参議院の本会議で地元の大野泰正参議院議員が登壇するということがわかりましたので、6人で参議院の議会の傍聴をしてきました。

地元の議員ということで、我々もせっかく来たのだからどうしても傍聴に行こうということになりましたので行ってまいりまして、大野泰正議員も委員会では何回か質問されておみえになりましたけど、本会議では初登壇ということで緊張されて、もちろん内容につきましては国政のことでするのでここで論ずることはあれですけど、林文科大臣の趣旨説明に対する質問ということでした。

初登壇ということで緊張され、また途中で原稿が1行間違えたと、飛ばしたりしてしまったといふことで、前の自民党の議員からやじといふか指摘をされて、それもすぐ直されて質問されたわけですけど、あれを見ておりますと、やっぱり大野議員も若いし、またはつらつとしてみえますけど、初登壇ということで緊張された質問でありましたけど、そのことを見ておまして、私もこの市会議員、町会議員から市会議員でずっと長いといふことで、初登壇といふかそういうことを見させていただいた、そのことを踏まえて、私自身も緊張感を持ってこのような質問もしなければならぬかなあと、自分を戒めるようなことで勉強させていただいたといふことであります。

ちょっと前置きが長過ぎましたので、質問をしていきたいと思っております。

まず1番目の質問で、ちょっと読み上げますが、ホテル等の誘致に関する条例についてといふことで、東海環状自動車道糸貫インターの完成も間近となり、屋井工業団地も完売し、新たな企業誘致も進んでいる。商業集積地にも次々と優良店が出展し、活気にあふれている本巣市の昨今です。

本市へホテルの誘致を促進することにより、観光の振興及び地域経済の活性化を図り、市勢の発展に寄与する同条例を構築する必要があると思っておりますが、いかがでしょうかという質問であります。

このことにつきましては、2月5、6日と政務活動費を使いまして、愛知県の東海市、また新城市へ同市の皆さんと勉強に参りました。

そのときに、最初の日が東海市でありましたけど、東海市は本巣市と友好都市ということで市長さんに出迎えていただきまして、自慢である芸術劇場も案内していただき、名鉄の太田川駅周辺のところを市長さんに案内していただきました。そこには、本巣市から持っていった淡墨桜が、市長が植えられたといふ桜ですけど、それもこのように立派に成長しておるといふことで、これも東海市にとってはいい桜になりましたといふことで市長さんが感謝をされておったといふようなことがありました。

太田川駅周辺を市長さんに案内していただいたわけですけど、そのときにたまたまホテルが建設しておりました。それで、市長さんにお聞きしますと、ホテルも進出して駅前がすごく活性化して

おりますねということをお聞きしたら、相手の鈴木市長さんは、そうではなくて、これは条例をつくったんですよと言われました。条例をつくるとはどういうことですかとお聞きしましたら、ほかっておいたらこの東海市にホテル等は余り来ないかもわからない。要は、名古屋へ行って泊まれるということで、せっかく東海市に来てみえた、仕事とかいろんなことで見えた人が名古屋へ帰ってしまうと。そんなことならば、この地元の市で泊まっていたきたい、東海市で飲食なり、また寝泊まりもしていただいて、地元にもお金を落としてほしいということもあって、ほかっておいたら別にそんなホテル等は余り来ませんよと説明を受けて、ということは条例までつくってやるんですかということをお聞きしたら、やっぱり条例をつくと市の意気込み、どうしても必要であるということが伝わるであろう、東海市は、ビジネスホテルでしょうけど、ビジネスホテル等が必要なんだということを、ホテル業界とかそういう方にわかっていただくと、そういうホテル等が進出してくれる。そんなことで鈴木市長から説明を受けまして、これはすごいなあ、そんなふうな発想ということが我々にもなかったわけですけど、うちの藤原市長も東海市の市長とはじっこんであられるし、またそんなお話もされておるかと思えますけど、これはいい例というか、そんなふうに思えますので、ぜひともこういう条例までつくってホテルを誘致するという意気込みというか、そういうふうな発想というか、そういうお考えになっていただけないものかなあと思ひまして、最初に市長お伺いをいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を藤原市長に求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ホテル等の誘致に関する条例についてお答えを申し上げます。

現在、本巢市では都市計画によりまして構築物の用途制限がかけられております。ホテルの建築が可能な地域といたしましては、用途地域の第1種及び第2種住居地域、近隣商業地域及び準工業地域、また特定用途制限地域の幹線道路沿道地区Ⅰ型及びⅡ型、さらに本巢トンネル以北の都市計画区域外というふうになっております。いわゆる具体的な地域といたしましては、主要な幹線道路でもございます岐阜大野線、長良糸貫線、岐阜関ヶ原線、国道157号及び北方多度線沿いの地域であるということでございます。

また、本巢市の環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例によりまして、ホテルを建築する際は、あらかじめ市長の同意が必要であり、やはり住宅密集地ですとか福祉施設及び公園の周辺では原則同意しないということにいたしております。

本巢市におきましては、東海環状自動車道西回りルートが平成36年度までに開通の見通しであるということが示されておまして、（仮称）糸貫インターチェンジを利用した本市への観光目的の来訪者、また工業団地への事業関係者など、交流人口の増加が見込まれておりますが、インターチェンジ周辺等々、市内の南部地域のほうには宿泊施設がないというのが現状でございます。

こうした交流人口の増加に備えて本市へのホテルの誘致を進めていくためには、本巢市への経済

効果について検証をいたしますとともに、適地の選定のほか、関連いたします団体、また自治会及び地域住民の十分な理解を得る必要があるということから、ホテル誘致を奨励いたしております先ほど御紹介をいただきました東海市等を含めた他市町の状況、またホテル誘致に関連する金融機関等から進出情報の収集というようなことも行ってまいりまして、ホテル誘致を促進する条例の制定等について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔16番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

ありがとうございました。

条例についても検討していきたいということで、ありがとうございます。

市長も今答弁されたように、どこでもできるという話ではありません。そんなことは十分承知をしておるわけでありまして、適地はということはわかりますけど、そのことを踏まえて、我々本巢市においてもこれからいろんな、屋井工業団地等を買ったり、また今新しい産業の会社を呼んだりなんかして、相当そういうお客さんというか、ビジネスマン等がお見えになるということも当然予想されます。その人たちが岐阜市へ行って泊まったりなんかすることではなくて、やっぱり地元であれば地元で泊まっていた方がいいかなあとと思います。

また、そういう人において根尾まで泊まりに行ってくださいということは、なかなか根尾まで行って泊まっていたくことはビジネスマン等にとっては大変困難かなあとと思います。そんなことで、やっぱりこの中心街の適地でホテルができるようになるのが一番のベターなあれかなあとと思います。そんなことで、市長の答弁を聞きまして安心しましたけど、そのようにこれからもよろしく願いしたいと思います。

それでは、2点目の高齢者の運転事故等についてという質問に移ります。

昨今、高齢ドライバーの運転による死亡、傷害事件が多発しています。アクセルとブレーキを踏み間違えた事故、高速道路による逆走事件など大変大きな社会問題となっております。

このことにつきまして、3点、角度を変えて質問するわけですけど、たまたま自分の運転免許証を見ておりましたら、先ほど道下議員とたばこを吸いながらちょっと話しておったら、自動車学校で70歳を超えたもんで免許証の更新になると、更新に適性検査を受けに行かなきゃならんという話をお聞きしましたので、自分の免許証を見たら32年の5月ということで、このときまでには自動車学校へ行って適性検査をしなければならないのかなあと。今まではそんなことは、余り自分自身は高齢者と思っていなかったからですけど、65歳が高齢者でしょうけど、70歳になってから特に高齢者というあれが常に頭にこびりついておりまして、もう70歳か、高齢者かという話で、運転免許証一つについてもそんなことであります。

ちょっと話が脱線するかもわかりませんが、今度たまたま北方自動車学校というところが近くにあって、我々としては非常に近くにあるのでありがたいということでもあります。

北方自動車学校においては、高速道路が上に通るということでどうしたらいいのか、移転等がありましたけど、その点、市長初め関係の皆様方の御努力、英知の結集で、あの場所でまた北方自動車学校が営業されるということで、その面におきましては、近くに自動車学校があるということで我々も近くで便利だし、安心かなあと思っております。そんなことで、そのことにつきましては本当に関係者の皆様方に敬意を表したいと思えます。

そんなことを思っております、実は1点目から入りますけど、運転免許証の自主返納高齢者支援事業というのが本巢市にはあります。同事業の助成内容は、対象者に対して樽見鉄道の乗車券を交付していますが、駅に近い人しか利用できない、もっと親切で有効な支援、例えば電動四輪カート、電動アシスト三輪車などを検討すべきと思いますがということでもあります。

このことは、実はずの町内のある98歳のおじいさんですけど、まだもちろん車に乗ってみえます。乗用車と軽トラと2台持って運転してみえる。そのことで、周りの人がもう免許証を返納しなさいということをおっしゃるわけですけど、ついつい車に乗ったほうが便利ということでなかなか返納されない。そういう話をしておられる人も88歳とか85歳の、その人らもうすぐ同じような、返戻しなきゃならんような年かもわかりませんが、98歳の人はやっぱり便利だからなかなか返納はできんということをおっしゃいました。僕もその席に、喫茶店に集まって話をしてみえたもので、ちょっと来いというようなことで行かして、そんな話をしておいて、逆に僕に対して、部長には渡しましたけど、先ほど言いましたけど電動四輪カートのパンフレットとか電動アシスト三輪車のパンフレットを見せられて、こういうもんがあるから、こういうもんを買うで市が助成しなさいと、そうすれば返納するということをおっしゃって、おどされた話でもありませんけど、樽見鉄道の乗車券を配っておるということですけど、それは樽見鉄道の駅の近くの人はいいいんだけど、離れておる人は全然恩恵にこうむらないということで、なかなかこの地域にとっては返納ということが進まないのかなあと、そんなふうにも思ったりします。

そんなことで、とりあえず第1の質問は、先ほど言いましたけど、お考えをまずお聞きします、部長のほうから。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

高齢者の運転事故等につきましては、近年、高齢化の進展に伴い、交通死亡事故の高齢運転者の割合が上昇してきております。昨年、認知症対策を強化する改正道路交通法が施行され、今後、さらなる高齢者の増加が見込まれる中、運転に不安を持つ高齢者が自家用車に依存しなくても生活できる環境の整備は、極めて重要な課題となっております。

国は、緊急に検討すべき課題の一つとして、自動車の運転に不安を感じる高齢者の移動手段の確保など、社会全体で高齢者の生活を支える体制の整備を着実に進めることとしております。

高齢者の移動手段といたしましては、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関が基本的に重要

な役割を担っておりますことから、国、地方自治体もこれら公共交通機関の維持、活性化のために一定の支援を行っているところでございます。

現在、市内の高齢者の移動手段の支援につきましては、岐阜バスでは、65歳以上の高齢者で運転免許証を自主返納した方が運転経歴証明書の提示で運賃が半額となる割引制度や、一部のタクシー事業者では65歳以上の高齢者に対し、運賃の割引を行っております。

これらのサービスに加え、本市では免許証を返納された方の不便さを少しでも解消していただけるよう、高齢者運転免許証自主返納支援事業や、高齢者タクシー利用助成事業、もとバスの運行など、買い物や通院などの生活支援を初め、外出の機会をふやし、行動範囲を広げることにより、健康増進、介護予防へとつなげております。

議員御提案の電動四輪カート、電動アシスト三輪車への支援につきましては、75歳以上の高齢者が利用されることによる交通事故へのリスクが非常に高いのではないかと考えておまして、現在の本市の高齢者の移動手段の支援につきましては、安全・安心な公共交通機関への利用にシフトしていただく施策とさせていただいております。現制度での運用を今後も進めてまいりたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

部長の答弁されたことは、十分理解をいたします。

といっても、タクシーも割引がありますよ、バスも割引されますよということで、民間業者頼みということで市は何をやっておるんだということ、結局、最後は樽見鉄道の乗車券を配っておるだけということで、この事業そのものが市民にとっての公平感というか平等感というか、そういうのがやっぱりないかなあと思ったりするわけですね。だから、民間はこうやっています、こうやっていますと言われるけど、市はこれしかやっていないよと。やっぱり先ほど言いましたように、平等感があるのかなあと。そんなことで我々地域としても、その98歳の人だけのことではなくて、我々もう70歳を超えてそんなような年になってきましたので、自分のことになってくるのかなあと思ったりするわけで、やっぱり市としてはもうちょっと工夫が必要ではないかなあと思います。やっぱり民間頼みじゃなくて、市ももうちょっと一工夫があってしかるべきかなあと。後に出てきます高齢者のタクシー利用ということも入ってきますけど、総合的にいろんなことでもう一工夫、もう二工夫あってしかるべきと思いますが、その点、部長どう思われますか。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

運転免許証の自主返納の高齢者支援事業に対しては、先ほど申しましたように、現行の制度で運

用していくということでお答えをさせていただいておりますが、後ほど出てきますタクシーの利用助成事業やもとバスの運行などもやっておりますので、その辺を市民の方にもっと利用しやすいような制度としていくことを考えてまいりたいと感じております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

納得はしませんが、了解しました。

次に2番目、高齢者タクシー利用助成事業ということであります。

先ほど言った98歳のその人が、免許証が返納されてなくなれば、この事業に当てはまるんです。当てはまるんですけど、こういうタクシーもあるんですよと話をしても、一々タクシーを呼ぶのも面倒やし、近くの畑へ行くのにそんなタクシーまで使って行けないがねというような話もあったりして、非常になかなかその人を説得するのに大変難しい話で、これは多分、いろんなそういうお年寄りの運転してみえる人は特にそういうことで頑固ですので、なかなか言うことを聞いてもらえないんですけど、しかし、周りの人も結構いろんなことを思って、遠くの病院へ行くときは周りの人が乗せていったりなんかしてやっておるもので、とにかく98歳まで生きられた人をやっぱり我々も尊敬もしなきゃならんし、いつまでも頑張っていかなきゃならんという気持ちもあったりなんかしておるわけです。

それで、脱線をいたしましたけど、高齢者タクシー事業ということで書いてあるんですけど、読みますけど、同事業は市内在住の75歳以上の高齢者のみで構成された世帯、運転免許証を持っている者がいない世帯に対する助成をしますと非常にハードルが高い。基本方針には「人にやさしく生きがいのあるまち」とあります。同事業の中身を見直すべきではないかと思っておりますということであります。

先ほど言いましたように、3つハードルがありまして、75歳以上、高齢者のみで構成されている世帯、また運転免許証を有していない世帯ということで3つ、非常に高いハードルがあるということで、この事業について先ほども言いましたけど、見直す必要があるのではないかということで質問をいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、高齢者タクシー利用助成事業につきましてお答えをいたします。

この事業は、75歳以上の高齢者のみで構成され、運転免許証を保有されていない世帯を対象に、買い物や通院時の移動手段としてタクシーを利用される場合に乗車料金の一部を助成する事業でございます。

これまでの実績でございますが、平成28年度が85世帯、平成29年度は124世帯でございます。また、今年度の利用状況につきましては、5月末時点で99世帯となっており、年々増加の傾向となっております。

議員御指摘の事業の対象となる要件が高いとの御指摘でございますが、今までに市民の皆様から本事業についての要件緩和等の御要望はお聞きしておりませんが、現在、75歳以上としております年齢要件につきまして、緩和できないか検討してまいりたいと考えております。

[16番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

市民の皆さんからそんな要望は聞いておらんということで、何を言っておるのかという話かもわかりませんが、先ほども言いました3つのハードルがあって、一番簡単そうな65歳かなあと、高齢者だから75歳を65歳に下げても、多分その人らは元気でしょうからタクシーに乗るまでもないということで、一番簡単なものを検討しようかというような感じかなあと、今聞いて思いました。

いずれにしても、今言われたように85件、前年度が124件、ことは今の中においても99件ということで、それだけ利用されておるということは、このような対象の市民の皆さんには利用されておるといって、そういう面では制度としてはいいのかなあとは思っておりますけど、見直し、ハードルを少しでも下げるといって必要かということは思いますので、先ほど言いました98歳の人も返納すればこれに当然当てはまるんです。そんなことで、我々もこういうことで進めていって説得をしなきゃならんかなあと今思ったりしております。

そんなことで、検討をするということをお聞きしましたので、このことはこれで終わりたいと思います。

3番目、安全運転サポート車の普及ということであります。

高齢者の運転免許証の返納が進む一方、本市は自動車がないと不便な地域であります。

そこで、自動ブレーキなどが搭載された先進安全自動車（ASV）の購入者に対して補助金を出し、サポート車の普及を図るべきと思います。お考えをお聞きいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、安全運転サポート車の普及につきましてお答えいたします。

昨今、認知機能が低下した高齢運転者の自動車運転による死傷事故が社会問題になっております。

改正道路交通法では、危険運転のリスクがある高齢運転者に対して、見直し講習や検査を行うなど対策が強化されました。また、免許自主返納による特典や優遇制度も手伝いまして、運転免許証を返納する高齢者もふえてきております反面、公共交通機関が十分でないなど、地域の事情等によ

り、自動車を手放せない高齢者も多い状況となっております。

近年、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速制御装置などを搭載した先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及が交通事故の被害軽減や回避につながっていることから、県内でも１市１町が高齢運転者の交通事故防止策として、平成29年度から先進安全自動車（ＡＳＶ）の購入費の補助制度を導入しております。

本市の平成29年の65歳以上の免許保有者は6,775人で、５年間で1,777人増加しており、今後も高齢化や地域の事情等により、生活の足として自動車が手放せない高齢者がふえてくるものと考えられます。

本市といたしましても、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題であり、議員御質問の先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及は、高齢者の交通事故防止対策の一助となるということでは有効な取り組みであると考えております。

これらのことから、先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及に対する取り組みにつきましては、高齢運転者に対する購入支援策として、今後、補助制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

〔16番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

検討してまいりたいということで、やっていただけるということで、大変ありがたいなあと思います。

今このような自動車、新しい高級車はほとんどこのようですし、軽トラックもこのような装置がついた軽トラックも売り出されてきております。そういうことで、高齢者だけではありませんけど、特に高齢者の人においては、やっぱりこういうＡＳＶという車を購入し、それが普及していくように助成して、ぜひともそのようなことを早く取り組んでいただきたいなあ、そんなふうな思いがありますし、そのようにお願いしたいと思います。

自分のことも踏まえて、やがてこのようなことが自分に降りかかってくるのではないかとということで、70歳になって、今から先のことまで考えて質問させていただいたというようなことであります。

少なくとも、我々団塊の世代の人間でありますので、そういう人たちが今のところふえていくばかりということで、いろんなことでその人たちも頑張っていたかなければならない世代の人ばかりだと思います。そんなことから、いろんなことを言いましたけど、いろんなことで取り組んでいただきたいなあと思います。

そんなことでよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（鐔本規之君）

続きまして、1番 高橋勇樹君の発言を許します。

○1番（高橋勇樹君）

通告に従い、3項目、10点の質問をいたします。

質問に入る前に、私の心情を少しだけお話しさせていただきたいと思います。

昨日も、先ほども、実は先輩議員とお話をしている中で、一般質問の壇上に立つとほどよい緊張を感じるということをおっしゃられておりました。あの黒田議員でも緊張することがあるんだなあと心の中で思いつつ、私もほどよい以上の緊張を持って、この場に立たせていただいております。

この場に立たせていただきますと、初心を思い出します。皆さんの声を市政に届ける大切な一般質問、議員の任期4年という中で、残り13回しかございません。一回一回を大切に、全力で質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

質問項目1. 今後の本巢市の防災・減災についてお尋ねいたします。

昨今、南海トラフ地震について市民の方々から不安の声を耳にします。南海トラフの巨大地震は、南海トラフ沿いを震源とする東海地震、東南海地震、南海地震の3連動地震のことを指します。

東海地震は、駿河湾沖から静岡県付近を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震です。この区域では、1854年の安政東海地震以来大きな地震がなく、地震のエネルギーが蓄積されているということが言われております。ですので、いつ巨大地震が起きてもおかしくないと言われているみたいです。

東南海地震は、静岡西部沖から紀伊半島沖にかけての範囲を震源として、南海地震と連動して発生する巨大地震です。歴史的には、大きな地震が約100年置きに繰り返されて起こっており、1707年の宝永地震と1854年の安政東南海地震は、いずれもマグニチュード8を超える巨大地震でした。

東海地震、東南海地震のちょっと古いデータでございますけれども、平成22年1月1日から30年以内の発生確率は、東海地震においては88%、東南海地震においては60から70%と言われています。また、この22年から10年以上も東海地震が起きない場合は、東海地震と東南海地震とが一緒に起こる可能性が非常に高いと言われております。

本巢市は、幸いと言っていいのかわかりませんが、震源から離れていることもあり、最大で震度6強から5強であろうというデータが発表されています。いつ来るかわからない脅威におびえるのではなく、万全な体制で構えていなければいけないと皆さんも思っている中、本巢市においては消防組織の広域化に伴い、今までの仕組みとは少し違う部分もあろうかと思えます。住民の方々からは広域化に不安を抱えていらっしゃる方も少なくありません。

そこで1項目め、(1)の震災時において、今までの本巢市消防と岐阜市消防との違いはあるのか教えていただきたく、比較して地震発生時の市の動きをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、常備消防の広域化に伴って、どう変わったのかというような内容かと思っておりますが、その辺のところを御回答させていただきます。

基本的には、本市の地域防災計画におきまして地震災害への各種対応が定められておりまして、これに基づき行動することとしております。

常備消防につきましても、本市の災害対策本部の本部員ということでございまして、同様に動くわけですが、常備消防におきましては、本年4月から岐阜地域4市1町による消防広域化によりまして、消防力は強化されたと考えておるところでございます。

具体的に申し上げさせていただきますと、まず1点目でございますが、職員体制が強化されたというところでございます。消防本部が岐阜市に一本化されましたことによりまして、旧の本巢消防事務組合の全86人の職員のうち、これまでの本部要員でございました16名を現場要員として配置しまして、人員の強化が図られたところでございます。

2つ目といたしましては、出場体制の強化でございます。

災害発生時の初動態勢といたしまして、これまでは指令車、消防車、救急車などの4隊編成ということで出場しておりましたが、広域化後はポンプ隊が4隊、指揮隊が1隊、救急隊が1隊、救助隊が1隊という7隊編成で出動することになったことにより、消防の強力化に加えまして、支援体制としまして、さらなる災害が拡大した場合には効果的な増隊が図られることとなっております。

また、行政区域を越えた出場体制も可能であるため、現場に最も近い車両が出場することになりまして、現場到着時間の短縮が図られておるところでございます。

3つ目といたしましては、機能の高度化でございます。

広域化後は、高い専門性を持った高度救助隊や特別救助隊が編成されることに加えまして、特殊車両や高機能資機材が利用可能になったことにより、特殊な災害への対応力が向上しております。

さらに、最先端のICT技術を駆使した機能を持っております高機能消防指令センターによりまして、高所監視カメラからの映像や災害現場の最前線の消防隊からの映像情報を指令センターが一元管理しておりまして、的確な出場指令が可能となっております。また、これらの現場映像は、本市の災害対策本部に整備されておりますモニターにも配信されまして、大規模な災害時には市災害対策本部における対応にも役立てることができるようになっております。

このほか、救助体制では、指令センターにおいて常時救急指定病院の受け入れの可能状況を把握しておりまして、こうした救急体制の受け入れ病院につきましても、現場から迅速に指定病院の搬送が可能になったというところも強化されておるところでございます。

本市といたしましては、こうした消防力の強化だけではなく、災害対策本部の充実はもとより地域へのきめ細かな災害対応ができるよう、消防団充実を初め、地域の共助である自主防災組織の充実支援にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に広域化に伴い消防力が強化されたということで、市民の方も安心していただけるかと思えます。なかなか4月から広域化になってから、まだまだ理解が得られないところも多いかと思えます。市民の方々の声をしっかりと届けることができればなあということで今回質問をさせていただきましたが、本当になったばかりで、4、5、6とまだ3カ月しか広域になってからたっていないけれども、徐々に理解を深めていただき、市民の方々に理解してもらえればと思います。

またあと、消防力だけでなく、消防車庫と言ったらいいのかわかりませんが、消防署の近くの近隣の方とのコミュニケーションを図る場を、今までどおりつくり続けていっていただければなあと思います。

続いて、1項目め(2)に移りたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、南海トラフ地震が、今後、30年以内に平均して70%の確率で起こるというデータがございました。発生時には、岐阜県で死者200人、建物倒壊8,200トン、直接被害総額1兆3,000億円を予測されています。被害額に関しては、間接的な、または二次的な被害も考えると、それ以上と考えられると想定されております。

震災時の災害を最小限に抑えることも市の役割の一つで、本市においては、建物倒壊防止のための耐震診断や耐震補強の工事を支援しておられます。また、山間部では土砂災害軽減の工事も行われているかと思えます。

減災に努める本巣市の動きについてお尋ねいたします。また、現在の申告状況ですとか、そういったデータもあれば教えていただきたいなあと思います。よろしくお願いします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

減災に努めるための市の動きということでございますので、お答えさせていただきます。

本市では、御存じのように地震災害はもとより大雨や土砂災害、浸水害、また雪害など、さまざまな災害の可能性がある地域でございます。これまでも濃尾地震を初め、豪雨災害等、幾多の災害を経験してきておるところでございます。こうした災害対応のために防災対策、災害対応の基礎となります地域防災計画を策定しておるところでございます。災害を事前に防ぐことはできませんが、災害による被害を最小限にとどめるため、減災ということでございますが、平常時からの備えが重要であると考えております。

市では、地震災害の減災対策の一つといたしまして、昭和56年5月31日以前に建設されております木造住宅に対する無料耐震診断や耐震改修工事に係る費用の一部助成、さらに木造住宅以外の建物につきましても耐震診断に係る費用の一部を補助する制度を平成19年度から設けており、今年度も5月7日から受け付けを開始しておるところでございます。

昨年度の実績といたしましては、木造住宅の耐震診断が7件、木造住宅の耐震改修工事への補助が1件あり、平成16年度からの累積によりますと、木造住宅の耐震診断が181件、木造住宅の耐震改修工事への補助が26件、木造住宅以外の建築物への耐震診断に係る費用助成が7件となっております。

次に、市内災害時の土砂災害対策に係る工事につきましてでございますが、根尾地域については国土交通省越美砂防工事事務所でございますが、その他の地域につきましては、岐阜県が過去の土砂災害箇所、あるいは人家密集箇所、要配慮者施設や防災拠点を保全対象に含む箇所を優先的に、これまで砂防堰堤や擁壁等の施設整備を実施していただいております。

現在、国土交通省越美砂防におきましては、根尾地域では要配慮者関連施設や高齢化の進んだ地域における予防的砂防事業として4カ所、生活や地域間交流の支援となる箇所の土砂流出対策事業といたしまして2カ所の合計6カ所を事業化され、また岐阜県も神梅地内におきまして要配慮者関連施設における予防的砂防事業として2カ所を事業化されていることを国及び県から伺っております。

なお、土砂災害の軽減体制が必要な箇所に対する平成30年度3月末までの進捗状況でございますが、国施行分につきましては、対象総箇所数につきましては現在確認中でお答えすることはできませんが、75カ所が完了しておると伺っております。

また、県施行分につきましては、土砂災害警戒区域を指定している352カ所中42カ所につきまして着手済みであると伺っているところでございます。今後につきましても、住宅等の建築の耐震化促進のための支援を引き続き継続するとともに、こうした土砂災害への危険性が高い箇所につきましては、引き続き国・県へ要望を行っていき、早期に実施していただけるように努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐺本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

今お聞きしますと、352カ所中42カ所というところで、8分の1完了したぐらいかなあとということで、まだまだこれから時間をかけてしていくわけですが、その間に地震があるということ、最悪のことを想定すると、早期な工事着手に県のほうからでもお願いしたいなあと、思います。

続きまして、質問項目1の(3)地域の防災リーダーについてお考えをお聞きしたいと思います。

近年の日本における震災時には、自衛隊や警察、消防士が活躍する中で、地域の防災リーダーとなる防災士や消防団の活躍が報道されることがございます。地域防災のかなめとして、各地域の防災士の確保もとても大切だということが言われております。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場面で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、または技能を取得したことを日本防災士機構が認め

た人が防災士ということでございます。また、消防団でも消防、防災の知識の取得が可能で、若いうちに多くの方が知識を取得することも求められております。

本市では、地域の防災リーダーである防災士や消防団について、育成や募集についてどのように力を入れられているかお聞きしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、地域の防災リーダーにつきましてお答えさせていただきます。

近年発生しております大規模災害におきましては、発生時から復興に至るまでの間、地域におけるつながりが重要視されておきまして、地域の防災リーダーが必要となっておるところでございます。

市といたしましては、防災リーダーの養成として防災士の資格取得に関する助成を平成27年度から開始しまして、これまでに18名が資格を取得しております。また、消防団員の18名及び市職員18名の防災士と合わせますと、市内の防災士の資格取得者は合計で93名となっております。

この資格取得者を育成するという一方で、平成29年、昨年度からは防災士のフォローアップ研修ということでこうした研修会を実施しております。昨年度は80名防災士がございましたが、そのうち33名が参加しておりますし、平成30年、今年度につきましては去る6月10日に開催させていただきましたが、93名中27名が参加したということでございます。

その内容につきましては、今年度は防災士の方にD I G訓練等実施していただきまして、地域のほうで訓練等がしていただければということで、そうした内容にさせていただいたところがございます。

次に、消防団でございますが、消防団につきましては、当然、火災時のみならず地震等の自然災害の発生時に救助や避難誘導の役割も担っていただいております。

消防団員募集につきましては、現在、年齢や地域バランスを考慮いたしまして、各自治会からの協力によりまして選出いただいております。入団しやすい環境をつくるために協力店舗による消防団への割引特典を行う本巢市消防団サービス制度や、県が「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」など、家族の方からも入団してよかったと思うように努めておるところでございます。

また、職場での消防団への理解を得る環境づくりといたしまして、本巢市消防団協力事業所制度や県の消防団協力事業所支援減税制度があり、消防団員を雇用しております事業所への優遇措置も行われております。このほか、消防団の装備充実事業といたしまして、地震等の発生時の活動に必要な資機材の整備にも努めておるところでございます。

議員が申されました南海トラフ地震の災害に備えまして、市の防災力の向上には地域の防災リーダーや消防団が重要な担う人材でありますことから、引き続き養成や育成に努めていくとともに、

活動環境の整備にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

非常に環境がいい中で、消防団や防災士の募集をかけられていると。入ってからも非常に環境のいい中で活動ができる。私も消防団の一人ではございますけれども、「ありがとね！消防団カード」ですとかそういったもの、また協力事業所の制度に関しましても非常に喜ばれる助成、事業税の軽減措置ですとかそういったものがあることから、もっと企業の方へしっかりアピールしていただきまして、市民の方と事業所というか、企業がしっかりと連携をとって、企業自体も本巢市にあるだけで本社は違うよというところもあるかもしれませんが、この地域を守るという一つの思いを企業の方にもしっかり持っていただいて、これからしっかり促進に励んでいただきたいなあ、御尽力いただきたいなあと思います。

それでは、1項目めの最後の質問に移らせていただきたいと思います。

皆さんの記憶にも新しい2016年の熊本地震では、豪雨とも重なり土砂災害もありました。

最近、伺った避難所で、地域の方より不安の声をいただいております。

本市には数多くの避難所が設けられている中で、今回は伺った避難所の外山地域に絞り質問させていただきます。

震災時、自宅で生活を余儀なくされた方々が避難をされる場所、それが指定避難所かと思えますけれども、そこは安全なのか。外山地域では、避難場所が山のすぐ目の前でありまして、そこで生活をしていると余震があったり、豪雨で山が崩れたり、避難所なんですけれどもやっぱり安心ができず、夜も眠れないという思いがあるんじゃないかなあと思います。その避難所は、果たして安全と言えるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

外山地域に限定ということでございますが、外山地域に限らず北部地域全体に言えることだと思っておりますので、そうした観点からお答えをさせていただきたいと思っております。

今、議員が申されましたように、山のすぐ前に避難所があるというようなところでございますが、最初に、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域、いわゆるイエローゾーンとレッドゾーンでございますが、これについて最初に御説明をさせていただきたいと思っております。

土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンにつきましては、急傾斜地等の崩壊が発生した場合に、住民の生命、または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域を指しております。

土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンにつきましては、崩壊等が発生した場合に建築物に損傷が生じ、住民の生命、または身体に著しい危害が生ずると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可や建築物の構造制限等が行われる区域でございます。

市では、この区域を土砂災害防止法に基づきまして、本年5月に全世帯に配付させていただきました防災ハンドブック、洪水ハザードマップにも記載することで、こうした区域を市民の皆様にも周知をさせていただいておるところでございます。

なお、市が指定しております外山地域を含む市の北部地域の避難所及び緊急避難場所は、その立地条件から土砂災害警戒区域内に位置する施設もございますが、幸いにも特別警戒区域には位置しておりません。こうした区域におきましては、土砂災害の影響を及ぼすと思われる避難所及び緊急場所において、その土砂災害の危険性が特に高まった場合には早目の避難準備情報を発表するとともに、土砂災害の危険性が極めて低い指定避難所への避難等の対策を講じていくこととなります。

実際に、昨年8月18日に発生した局地的な豪雨による土砂災害警戒情報が発生された際には、こうした安全な危険性の低い避難所への誘導等を行ったところでございます。

市といたしましては、今後とも土砂災害に限らず市民の皆様が危険度が高まった状態となった際には、市民の速やかな避難行動につながるよう早目の避難準備情報を発表するとともに、自治会や消防機関と連携いたしまして周知をさせていただくとともに、市の総合防災訓練を通しまして、具体的な動きの確認等をしていただけるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

私もいろいろ調べる中で、緊急を要する避難所ですとか指定避難所のあり方、あとは建物倒壊とか、そういったことの勉強がまだできていなかったのかなあと思いつつ、またちょっと改めて、まだちょっと不安を拭い切れない市民の方もいらっしゃると思いますので、継続していろいろ勉強させていただいて相談に乗っていただければなあと思います。

続いて、質問項目2に移らせていただきたいと思います。

質問項目2は、公共施設の高効率化について3点お伺いさせていただきたいと思います。

市議会議員として市への提案、提言の中で、私が毎回心にとめていることが今の子どもたちの将来です。今の子どもたちに負の財産を渡さず、よりよい環境で大きく育ててもらって、これからの本巢市の担い手となり高齢者を支え続けていってくれることを願い、私は日々活動をさせていただいておりますが、次世代の子どもたちへはこの市を任せる際、本市のランニングコストを少しでも軽減できればと思い、質問させていただきます。

それで私は、公共施設の照明の高効率化に今回スポットを当ててみました。

高効率化とは、世間一般的にLEDが有名ですが、LEDだけではなく高効率蛍光灯や無電極ランプ、または有機ELというのは、テレビですとかスマートフォンに使われるものでございますけれども、そういったものも含まれますので、今回は高効率照明というちょっと長い名前ですけども、言葉を使わせていただきたいと思います。

経済産業省が平成22年6月に閣議決定されました新成長戦略エネルギー基本計画において、高効率次世代照明を2020年までにフローで100%、2030年までにはストックで100%普及させることを目標に掲げられています。それに伴い、電気機器メーカーも続々と蛍光灯器具の製造中止をうたっております。昨今、一般住宅や企業、工場、施設の照明も高効率化照明に変わってきておりまして、本市の施設でも高効率照明に切りかわっていることと思います。

新成長戦略エネルギー基本計画が閣議決定してから8年たちました。本市における高効率照明の切りかえ状況は今どうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

市の公共施設の高効率照明の切りかえということについて、お答えをさせていただきます。

高効率照明の切りかえにつきましては、その特性であります長寿命かつ省電力といったメリットを最大限に生かすことのできる誘導灯など、常時点灯や防犯灯など長時間点灯するものについて先行して切りかえを行っておるところでございます。

具体的には、本庁舎及び各分庁舎の誘導灯につきましては、平成24年度から平成26年度にかけて高効率照明タイプのものに切りかえ、屋内の防犯灯につきましては平成31年度完全LED化を目指しまして、平成23年度から順次切りかえを行っておりまして、現在のところ全体の約78%がLED化となっております。

また、公共施設の屋内照明全体の高効率化につきましては、故障等による照明機器の取りかえ、あるいは新築または増改築によりまして、そういったときに高効率照明へ切りかえておるところでございます。このあと、教育委員会のほうでも御質問がございますが、弾正小学校の改築、新築等、そうした場合にはLED化に現在変えておるという状況でございます。

なお、市では昨年度、公共施設の再配置計画を作成しておりまして、公共施設全体の床面積の16%を削減目標といたしまして、今年度より各課において個別計画を策定することとしておりますので、維持更新を予定しております施設につきましては改修時に公共施設全体の経費の節減とあわせまして、高効率照明の切りかえを行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

改修時に、今の現状のものを切りかえていくというお話でございました。それはそれでよろしいかなあとと思いますし、なかなか今ついているものをすぐに切りかえるとなると、コストも非常にかかるということも私もわかっております。それにおいても、ただ切りかえのコストとこれから削減されるであろう電気料金のいいバランスを見て、切りかえられるところは切りかえていただきたいなあと思います。

続いて、質問項目2の(2)に移ります。

随時、高効率化照明の切りかえが進んでいく中で、本市におけるランニングコスト削減の見通しはいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を畑中総務部長に求めます。

畑中総務部長。

○総務部長（畑中和徳君）

ランニングコストということですが、一概に試算するのもなかなか難しいという状況ですが、資源エネルギー庁の節電アクションによりますと、オフィスビルにおける消費電力のうち照明設備が約24%を占めておると推計されております。また、学校につきましては、照明設備の全体の約69%を占めると推計されておりますことから、施設の種類や用途により設備ごとの消費電力は異なるものの、全消費電力に占める照明設備の割合が比較的高く、高効率照明機器の導入によるランニングコストの削減は大きいものと認識しておるところでございます。

しかし、さまざまな機能を有する公共施設におきましては、高効率照明機器への切りかえによるランニングコストの削減額を正確に試算することは困難なところでございますが、平成29年度の1年間の消費電力は、市内全部で総量で1,091万2,725キロワットアワーでございまして、このうち電力の使用形態が特に異なる上下水道施設を除きますと、642万9,896キロアワーでございます。この642万9,896キロアワーのうち、先ほど御説明させていただきました照明設備に使用する割合の24%の電力は154万3,175キロワットアワーとなります。この154万キロワットアワーの電力を消費する照明が全て通常の照明とした場合、中部電力の一般家庭向けの電灯契約による電力料金の単価1キロワットアワー当たり20円68銭でございますが、これで計算いたしますと、平成29年度の1年間の照明に係る電気料の総額は3,184万円になります。公共施設の照明を一斉に高効率照明に切りかえた場合に、この金額を、某メーカーによるスクエアタイプの照明とLED照明との消費電力の比較で、消費電力の削減率約54%として試算をいたしますと、切りかえによりまして年間で1,700万円ほどの削減ができることとなります。

先ほど、高効率照明の切りかえの御質問でもお答えさせていただきましたとおり、公共施設の経費の全体的な削減とあわせて、維持更新を予定している公共施設につきましては長寿命化等の改修、または建てかえ時に高効率照明の切りかえを行ってまいりましてランニングコストの削減に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。

午前11時58分 休憩

午後0時00分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

全体的に1,700万の削減が見込まれるということで話を聞きましたが、多分これはただ単純に電気消費量だけということで、切りかえに要する切りかえ工事ですとか、そういったものの費用を含めると、一番最初は多分赤字になるんじゃないかなと思います。そのことも、後ほどちょっとまたお話をさせていただきたいと思います。

続いて、質問項目2の(3)に移ります。

小学校、中学校の教室の高効率照明の使用の考えについてお尋ねいたします。

高効率照明が普及し出したころ、設備切りかえの費用や照明自体も安価ではなく、学校の教室は照明点灯時間を計算すると、コストパフォーマンスが余りよくありませんでした。現在は、安価になりつつ、コストパフォーマンスがよくなってきております。

また、最近ではLED照明に含まれますブルーライトが人体への影響を及ぼすと言われておりましたが、教室など3メートル近い天井の高さから照らしても人体に悪影響がないと、よほど細かい作業を長時間しなければ、直接的に重大な健康被害の原因にはならないということで、健康面もクリアされております。使用場所さえ確実に、正確に持っていけることができれば学校のランニングコスト削減もできると考えております。

そこで、本市における学校の教室の高効率次世代照明の使用の考えをお尋ねいたします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、学校の教室の高効率次世代照明の使用についての考え方について回答を申し上げます。

学校の照明は、子どもの目の健康と学習効果の向上を図る上で大変大切でございます。また、文部科学省の学校環境衛生基準におきましても、教室及び黒板の照度を適切に保つことが必要であるとされております。特に黒板におきましては、黒板面の文字、図形等がよく見える明るさが必要であると、重要であると示されております。本市では、全ての小学校を対象に、黒板灯からLED照明に切りかえておるところでございます。

そのほかの施設に対しましては、普通教室の照明をLEDにかえた学校が2校、それから体育館

の照明をLED照明にかえた学校が8校となっております。

なお、LED照明が設置されていない学校につきましては、照度の確保や節電効果など総合的な費用対効果の観点から判断しまして、改修工事の機会に必要な応じてLED照明への取りかえなどを行い、よりよい教育環境の充実が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

先ほどの総務部長もそうでしたけれども、改修工事のときに一緒にLED化していくというか、高効率照明化していくということでございました。適切なところにそれを使うということで、今回はお答えをいただきましたので、ただ、これからはより一層早めの切りかえの計画を願うとともに、質問項目1と絡めてお話ししますと、小学校の省エネ化というのは震災時においてもとても必要で、東北の震災のときには電力供給が大幅に減少して、学校施設においてもエコスクールの推進が強まっております。避難所としても使い続けることを考えますと、早期の切りかえをお願いしたいところかなと思います。

最後に少し補足でございますけれども、高効率照明への切りかえは3通りございます。僕が知っている中で3通りございます。

1つ目は、全て購入して取りかえる方法。これは一番費用がかかる方法かと思えます。

2つ目は、リース契約を結び、リース料を支払う方法。これは、一番最初のコストがかかることはなく、ずっと毎月電球1球からリースしてお金を支払っていく方法。

3つ目は、リースと何が違うのと質問あるかもしれませんが、レンタル契約を結び、レンタル料を支払う方法。2つ目、3つ目というのは非常に似ているところでございますけれども、詳しくお話をしますと、若干違うところもあります。簡単に言うと、レンタル料というのはレンタル契約を結ぶときには5年間レンタル料を払うんですけれども、5年目以降はその照明器具または照明の球ですとか、蛍光灯は無償譲渡しますということをおっしゃっております。

高効率照明が普及したところから、リースやレンタルというのは出てきておりますので、御存じの方も多くいらっしゃるかと思えますが、現在、法人や個人事業主の方々だけではなくて、公共施設もこの契約を結び、省エネに成功しているところもございます。岐阜県内でも、私が聞いている中で少し大きい市でございますけれども、その市も公共施設でレンタル契約を結ばれて、ランニングコストを非常に下げられて成功している例もございます。これは、あくまでも参考にさせていただければと思います。

これから新しいものを建てたりとか、新しい事業をやっていくというときにはお金がかかるころだと思います。今現在、市が払っているお金を少しでも削減できるように、私はランニングコスト削減に向けて尽力したいと思いますし、一緒に削減方法を考えていただければ幸いかなと

思いまして、2番目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、質問事項3. 子どもたちの登下校の安全確保についてお尋ねいたします。

東海環状自動車道西回りルートが完全開通を控えております。本市においても（仮称）糸貫インターができることにより、その周辺の工事ですとか、また完成後は交通量が非常に多くなるのではないかと予想されております。特に、最近では高速道路関係の工事だけではなくて、市内外から大型車、大型ダンプの通行を以前と比べると多く目にすることがございます。

子どもの登下校時、子どもの横を大型車が通る光景を目にしますが、これは果たして安全なのかと言われますと、安全だと思いがたい状況だと私は感じます。別に大型車が悪いというわけではないんですけども、実は、私が小学校のころ、まだ本巢市になっていないころですので、旧糸貫町で小学生だったころ、担任の先生からほかの小学校で登校中、一緒に集団登校していると思いますけれども、その横をダンプが通られたと。小学生は当たり前のように道の端に体をよけて回避したところなんですけれども、そこで足が滑ってしまい、ダンプのタイヤの中に足を巻き込まれてしましまして、複雑骨折したということを知っておりまして、そのことを今でも覚えておりまして、非常に危ないことだなあと、それから非常に自分の中でも気をつけるようにはしておりますけれども、そういうこともあって今回の質問に至った次第です。

これは大型車に限らず普通車にも言えることですが、いつも子どもたちの周りには危険がいつぱいです。昨日の寺町議員の登下校時のお話があったかと思います。ランドセルを背負った場合の通学路の環境の安全は確かなのかという話もありましたが、安全の確保という観点から、登下校時の現在の見守り体制についてお尋ねしたいと思います。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、御質問の登下校時の見守り体制についてお答えをさせていただきたいと思います。

どの小学校区におきましても、民生児童委員や青少年育成推進委員の方を中心に、登下校の見守り隊が組織されております。そうした方々のボランティア活動によって、子どもたちの安心・安全が毎日見届けられているところでございます。登下校の見守り隊の皆様は、日差しの照りつける夏の暑い日も、木枯らしの吹きつける冬の寒い日も、雨の日も、子どもたちの安心・安全を願い、危険箇所には立っていただいたり、一緒に歩いていただいたりしております。

そのほかにも、保護者の方が毎日、毎朝、当番で通学路の危険箇所に立ち、子どもたちの登下校の様子を見守っています。

本巢市では、本年度より本巢市型コミュニティ・スクールを実施しました。地域とともにある学校づくりを進めるために、中学校区に1つ学校運営協議会を設置するだけでなく、実効的な活動を進めるための組織としまして、各学校に支援推進委員会を設置することにしております。昨年度末、校長会でも確認した予定によりますと、市内全小学校において支援推進委員会の中に子どもの安

心・安全に関する部会ということで位置づけまして、通学路の安全確認や登下校時の見守り活動、登下校時の緊急災害、特に地震でございますが、発生時の対応を検討し、より一層充実を図ることとしております。

現在の社会情勢を考えると、子どもたちの登下校の安心・安全は警察官や教職員といった限られた人数で対応することはできないと考えております。登下校時の見守り隊の皆さんを中心といたしました地域のマンパワーをフルに活用した対応によって、具現されていくと考えております。今後、各学校で進められる登下校の見守り隊の充実に向けまして、地域の皆様の御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

御答弁を聞きまして、非常に安心できます。安心できる本巢市というのをこれからは県内外に広く発信していただき、子育てがしやすい環境なんだなということを知っていただければなと思います。

続きまして、質問事項3の(2)、スクールゾーンの設定状況についてお伺いしたいと思います。

そもそもスクールゾーンとは、歩行者と車の通行を分けて、通学・通園の幼児・児童の安全を図ることを目的とし、小学校や幼稚園など、約半径500メートルの範囲で設定されるものです。これは、特に条例で設定しなければなりませんよとか、絶対この標識をつけなくちゃいけないとか、そういうきつい縛りはございません。これは、歩行者の通行実態や道路構造、また地域住民の意見を総合的に判断して、車両の通行禁止、一方通行、また一時停止、速度制限などの交通規制を実施するものです。

そんなスクールゾーンですけれども、本巢市においては何か設定している状況ですとか、そういったものはあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、スクールゾーンの設定状況についてお答えをさせていただきます。

今、議員が申されましたように、スクールゾーンとは歩行者と自転車を除く車両の通行を分けて、通学時の児童の安全を図ることを目的に設定をされました。車両の通行規制など、交通規制を実施するものでございますが、通常は登下校時の時間帯に限定されて、学校の半径500メートルの範囲で実施をされるということでございます。

御質問の本巢市、本市内の設定状況でございますが、大きく次の2校区について実施をされてお

ります。

まず1つは、弾正小学校区でございます。弾正小学校北西の弾正幼稚園までの間でございますが、北から南に延びる道路、それから弾正小学校の北東、真正郵便局の南から南へ延びる道路におきまして、朝7時30分から8時30分の間、車両の通行を禁じております。

また、もう一つは土貴野小学校区でございますが、土貴野小学校北東でございます七五三交差点から南に延びる道路で、これは終日でございますが、大型貨物が入れない規制をされております。それから、早野交差点南から西に延びる道路でございますが、午前7時から8時までの間、横断はできますが、その道路の通行ができない規制がかかっておる状況でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございました。

2校についてスクールゾーンを設定され、車の規制ですとかそういったものがございます。

それに続いて、今お話をいただいてしまったので、3項目めのスクールゾーンの車の規定についてのお考えをお聞きしたいところなんですけれども、ほぼほぼ聞いてしまったような感覚もありますが、いろいろそういう設定には時間ですとか、そういったものがかかりますので、あれですけど、ちょっと3はなしというか、いいですか。じゃあちょっとかぶるところもあるかと思いますが、お答え願いたいと思います。

手続に時間がかかったりとか、地域住民の方々の理解を深めなければならないことも承知しておりますが、学校付近には細い道ですとか農道、今上げられた2つは、細い道もありながら、車の通行が非常に頻繁なところもあろうかと思えます。そういったところもあるかと思えますが、まだまだこの本巢市には、そういうスクールゾーンをしっかりと設けて車の規制をかけなければならないところもあろうかと思えますので、今後のスクールゾーンの車の規制についてのお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を溝口教育委員会事務局長に求めます。

溝口教育事務局長。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、スクールゾーンの車の規制についてのお考えということで、御答弁をさせていただきますと思います。

現在、小・中学校の通学路の危険箇所の改善要望につきましては、毎年、学校教育課より各自治会長様宛てに依頼をさせていただいて、学校とPTA、自治会長様が調整を図りながら、それぞれの各学校で取りまとめ、総意として改善要望を提出していただいております。さらに、提出をいただきました改善要望は、学校教育課を通じ市の通学路改善会議に提出し、検討をし

ております。

昨年度は、市内全部で83カ所が提出されております。これを市の総務課、建設課、学校教育課で改善の可能性を検討いたしまして、場合によっては岐阜土木事務所、それから北方警察署にも参加をいただき、危険箇所の合同点検を実施してまいりました。

設置基準に満たない信号機や横断歩道、それから規制標識の設置のために地権者の許可が得られないというようなものを除きますと、ほぼ要望の100%をそれなりに改修をしてまいったところがございます。

また、先ほど議員御指摘ありましたように、工事などで通学路にかかる場合には、教育委員会に連絡がありますので、工事車両の通行につきまして時間制限をしたり、警備員を配置したりして、工事業者に安全の確保の指導もしているところでございます。

学校周辺の交通規制、いわゆるスクールゾーンでございますが、これにつきましては子どもたちの通行実態、それから道路の構造、地域住民の意見等を総合的に判断をして実施するものでございます。したがって、教育委員会の判断のみで実施できるものではございません。交通規制の担当部署と調整を図りながら、必要であるものにつきましては調整を図って対応してまいりたいと考えております。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（鰐本規之君）

高橋議員。

○1番（高橋勇樹君）

ありがとうございます。

いち早く100%実施されているということを知りまして安心しておりますし、これからまたどんどん細かいところまで登下校時の通学路をしっかりと見て、改善をしていただければ幸いかなと思います。

また、道路によくスクールゾーンと書かれているところが真正分庁舎から少し南に行ったところでもありますけれども、ほかにもたくさんあるかと思えます。そういったものを見るだけでも、市内外の方々がそこを通ると、ここは気をつけて走ろうとか、他の市町村に行きますと、ここは通学路ですという立て看板、または標識がございます。そういったものの設置も検討いただきたく、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鰐本規之君）

暫時休憩といたします。1時30分からやりますので、よろしく願いをいたします。

午後0時23分 休憩

午後1時29分 再開

○議長（鰐本規之君）

休憩前に続き一般質問を行います。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

2番 今枝和子君の発言を許します。

○2番（今枝和子君）

今回は最後ということで、午前中のときにほどよい緊張、ほどよい以上の緊張というお話がありました。私の場合、きのうの朝からずうっと気絶するほどの緊張が続いております。何とか最後まで倒れないように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

現在、公明党では、国会議員から地方議員まで全議員が地域に入り、子育て、介護、中・小企業、防災・減災の4つのテーマでアンケートを行う100万人訪問調査運動を展開しております。有権者約1億人の1%に当たる100万人の皆様の声を全国で伺うものです。暮らしの現場で何が今問題になっているのか、お一人お一人の切実な御要望や不安の声、また貴重な御意見等をお聞きし、国会議員と地方議員とのネットワーク力を存分に発揮をして、生活者目線の新たな政策を生み出す基盤となるよう、党を挙げて取り組んでおります。

私も本巣市内の一軒一軒を訪問させていただき、アンケートに御協力いただく中で、子育て、介護に関する御要望や御相談、また地域の危険箇所の改善要望など、さまざまお話を伺うことができました。今回は、その中からの質問もさせていただきます。

また、5月9日から10日には、千葉県で開催されました市町村議会議員特別セミナーに大先輩の白井議員とともに参加をさせていただき、人口減少問題や所有者不明土地問題、子育て政策等、さまざまな角度から学んでまいりました。少しずつではありますが、学んだことを生かしていけるよう努力してまいりたいと思います。

それでは、通告に従いまして3点質問をさせていただきます。

まず初めに産後ケアについてです。

先に触れました千葉県での議員研修で、「人口減少時代に求められる子育て政策」と題して御講義がありました。その中で、とても印象に残る言葉がありました。それは、子育てにもケアマネとケアプランが欲しいです。どういうことかと申しますと、現在の高齢者の方々の介護環境はとても整っているのですが、子育ても要介護5に匹敵するくらい大変な日常生活なので、介護のように充実したサポート体制が欲しいという、このときの講師の先生の御意見です。実際に産後鬱を御経験され、このように実感されたそうです。

現実、出産後の母親は喜びと同量の大変さがあります。絶え間ない日々の昼夜を問わない授乳やおむつがえ、そして寝かしつけ、さらに洗濯、掃除、食事の用意、お買い物など、誰もが疲労こんぱいになってしまいます。本来なら、育児はそのときにしかない赤ちゃんとのすてきな、そして貴重な時間のはずです。しかし、現実には授乳や夜泣きなど、一日中赤ちゃんにつきっきりの生活となり、母親は家事どころか自分の食事の時間すらままならなくなります。そのため、身体的にも精神的にも疲れ切ってしまうのです。

また、人によっては赤ちゃんに何かあってはいけないとか、自分の育て方が間違っているのではなど、育児へのプレッシャーや不安などがストレスとなって産後鬱を発症してしまいます。産後の

母体は、妊娠前の状態に戻ろうとするためにホルモンバランスが変化し、心身ともにとっても不安定な状態になります。この時期に育児疲れ、孤独感が相まってしまうと、家事と子育てを両立できない罪悪感から産後鬱を発症すると考えられています。統計の数字を聞いて私も驚いたのですが、産後鬱は10人に1人が経験するとされ、とても身近なことであり、決して珍しいことではありません。

産後鬱の症状は、さまざまな形であらわれるのですが、主なものとしては、赤ちゃんをかわいいと思えなくて家事や育児をする気が全く起きなくなってしまうたり、赤ちゃんの母乳の飲みが悪いと過剰に心配したりします。または、母親失格だと思って自分を責めてしまったり、悲観的にしか物事を捉えられなくなり、ひどくなると自殺してしまいたいとまで追い詰められる方もお見えます。眠れないとか、気分がずっと沈み込むのも症状の一つです。そして、それらが深刻化すれば虐待や育児放棄につながるおそれもあります。

厚生労働省研究班が実施した調査では、初産の場合、鬱状態など精神的な不調に陥る人は産後2カ月ごろまでに多く、その中でも特に産後2週間の時期に発症のリスクが高かったという結果が出ています。1カ月健診は誰でも受けておみえですが、これは子どもの発育の確認が中心です。そのため、研究班はより早い段階から精神的に不安定になりやすい母親へのケアを充実させる必要があると指摘をしています。症状が軽ければ、カウンセリングで悩みや不安などの話を聞いてもらうだけで改善ができるからです。

本市におかれましても、全国的な取り組みであるこにちは赤ちゃん事業で産後間もないお母さんを全戸訪問され、保健指導等されておみえですが、本市における産後ケアについてお聞かせください。お願いします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問の産後ケア、産後鬱健診につきましては、国が近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴い、子どもが健やかに生まれ育つための良好な環境づくりの推進を図ることを目的に、その中心的役割を担う母子保健医療対策の充実を目的として掲げられました、母子保健医療対策総合支援事業に位置づけられております。

国が進めております産後ケア事業は、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としており、その事業内容につきましては、専門知識や技術及び経験のある産科医療機関が事業を実施する宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ、いわゆる訪問型となっております。

現在、本市におきます産後ケアにつきましては、岐阜県母と子の健康サポート支援事業を実施しております。この事業は、支援の必要な妊婦や産後間もない女性について、産科医療機関から支援依頼の連絡が入り、保健師や助産師、管理栄養士等が訪問し、相談業務などの支援を行っております。また、ハイリスク妊婦につきましては、妊娠期から継続的に支援をしておりまして、産後も引

き続き本事業の対象となるケースもあるなど、本市では産科医療機関との連携のもと、切れ目のない支援を実施しております。

また、相談業務の中で万が一重篤な症状が確認できた場合は、国が進めております産後ケア事業につなげることでありますが、今までにこのような重篤なケースとなった例はございません。

[2番議員挙手]

○議長（鏑本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

厚生労働省は、現代の少子化の中で出産した母親や家庭を社会が手厚くサポートするとの理念のもと、昨年4月1日から産後鬱健診を受ける際の費用を助成するとして、7億円の予算を盛り込んでおります。診察費用の助成は産後2週間と1カ月の2回、それぞれ5,000円が上限とし、国と市区町村が半分ずつ負担をするものです。一般的な健診費が約5,000円のため、自治体では補助券などを発行して無料で受診できるようにする方法が多いようです。出産した医療機関以外での健診も助成の対象となります。健診の結果、支援が必要と判断されれば育児相談や指導、さらには家事・育児ヘルパー、宿泊・日帰りによる産後ケア事業等、行政での十分なサポート体制があることで、出産を前向きに考える人の増加も期待できるのではないのでしょうか。

また、産後鬱は早期のカウンセリングや投薬治療で重症化を防ぐことはできますが、自分が産後鬱であることを自覚していないケースも多いため、産後鬱健診はとても重要に思います。一方、自分で心の不調を感じてはいても、みずから心療内科を受診することは、産後間もないこともあり、これもかなりハードルが高いように感じます。ですが、産後2週間と1カ月の2回、健診というサポート体制が設けてあれば受診しやすくなり、一人に寄り添う優しい事業になるのではないのでしょうか。また、私が3月議会で質問をいたしました自殺対策としても、これらの事業を御検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（鏑本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

議員御質問の産後鬱検診は、母子保健医療対策総合支援事業の中の産婦健康診査事業でございます。この事業は、産後鬱の予防と新生児への虐待予防を図ることを目的としており、産後2週間、産後1カ月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備することとしております。この産婦健診におきましては、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、その結果、支援が必要と認められる産婦に対しまして、産後ケア事業を実施することとなっております。

現在、先ほどの宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型の産後ケアの実施体制が確立していないために、近隣市町におきましては関市が産婦健康診査と産後ケアを実施しているほかは、平成29年度末においては、本市も含め岐阜圏域の市町では未実施でございます。

しかしながら、妊婦、産婦の精神問題も含め虐待や育児ノイローゼなどの予防や早期発見、早期対応のためにも、今後健康診査を実施することは重要なことと考えております。そのため、県や医師会に広域的に調整、協力を仰ぐとともに、既に産後ケア事業、産婦健康診査事業両方を実施している関市や、今後実施予定の近隣市町から情報収集を行い、本市におきましても関係医療機関と連携した産後ケア事業、産婦健康診査事業が実施できるよう検討し、自殺対策の一助となるようにしてまいりたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鰐本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

本市におきましては、重篤なケースが確認をされていないということで安心をいたしました。今後もそうあってほしいと願ってはおりますが、万が一に備えまして、また一人も置き去りにしない社会実現のために万全の体制をよろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問に移らせていただきます。

フッ化物洗口についてお尋ねいたします。

去る6月4日から10日は、歯と口の健康週間です。ことしのスローガンは「のぼそうよ健康寿命 歯みがきで」です。歯や歯茎など口腔の健康は全身の健康と密接な関係があり、最近では歯周病が糖尿病や認知症の発症と関連があることが明らかになりました。歯と口腔の健康づくりは単に歯科疾患を予防するだけでなく、生活習慣病の予防や寝たきり防止につながるなど、全身の健康に大きな役割を果たすと言われるほど重要です。

8020運動、80歳で20本の歯を保とうという取り組みもありますが、6歳前後から生え始める永久歯を80歳になるまで数十年間健康に保つには、毎日のケアが第一ではありますが、それに加えて歯質強化も求められます。

御承知のように、虫歯予防、歯質強化にはフッ素がとても有効です。フッ素には虫歯予防の3つの作用があります。

1つは、歯から溶け出したカルシウムやリンの再沈着の促進。2つ目は、歯の質を強くして酸に溶けにくい歯にします。そして3つ目は、歯ブラシで落とし切れなかった歯垢の中に潜んでいる虫歯原因菌の働きを弱め、酸がつくられるのを抑えるという作用です。

そして、萌出直後の歯の表面のエナメル質は虫歯にかかりやすい反面、エナメル質にフッ化物を取り込みやすい性質があります。また、萌出時期ですが、乳歯であれば3歳にはほぼ全部の歯が生えそろいます。一方、永久歯であれば、成長の早い女の子ではもう4歳から、多くは五、六歳に最

も大切な、そして最も虫歯になりやすい第一大臼歯が生えてきます。そして第三大臼歯、親知らずを別にすれば一番遅く萌出する第二大臼歯は中学生で生え始め、二、三年かけて成熟をいたします。

これらのことから、就学前児童からのフッ化物洗口の取り組みが普及しており、山県市ではかなり前から実施をされておみえです。そして、フッ化物洗口を始める前と比較をして虫歯は18分の1まで減少し、全校平均も10分の1まで虫歯を減らすことに成功したと、そのすばらしい効果も発表をされております。

そこでお尋ねをいたします。本市における現在のフッ化物洗口の実施状況とその効果を教えてくださいいただけますか。よろしく申し上げます。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

フッ化物洗口の実施状況とその効果についてお答えします。

岐阜県におけるフッ化物洗口は、特に小学校で実施をしております。その実施率は、平成22年は22.7%、27年は31.1%、28年は37.9%と年々増加傾向にあります。岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例には、フッ化物応用など科学的根拠に基づく虫歯の予防対策を推進することと示されており、こうした条例をもとに進められてきた結果だと思われま

す。本県市におきましては、席田小学校、土貴野小学校、根尾小学校の3小学校と、糸貫東幼稚園が実施しています。

フッ化物洗口の効果については、一部の検証では、成人になってからの齲歯所有者率が低いと言われております。現在の小学生の齲歯所有者率から見ますと、全国平均が48.9%、本県市実施3校の所有者率は51.0%、3校を除く本県市立小学校の平均が48.7%となっています。

将来的な効果への期待は十分にあると思えますけれども、現在の小学生の齲歯所有者率からは明らかな効果となってあらわれている状態ではないということが言えます。ですから、フッ化物洗口さえ行えば齲歯所有者率が低くなるとは言いきれない状況ではないのかというふうに捉えております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

県におきましても、第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画の中に、虫歯予防のためフッ化物洗口を促進しますとあります。具体的には、新たに実施の学校等にフッ化物製剤を無償で提供するほか、保護者、学校関係者等を対象とした説明会を地域ごとに開催していただけるなど、フッ化物洗口が安全かつ効果的に実施されるよう、積極的にフッ化物洗口の実施を推奨しております。

また、先ほど本市においても一部の地域で実施をされているとのことでしたが、同じ本巢市にお住まいであるのに、地域の取り組みの違いから子どもの歯質に違いができることや、その数十年後、生活習慣病の予防などに差が出る可能性を避けるためにも、市内の幼稚園、小・中学校が同じように実施をできればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

市といたしましての、フッ化物洗口実施の考えについてお答えします。

虫歯の予防には、歯磨きによる細菌の除去、間食のとり方に気をつけるなどの食生活の配慮、そしてフッ化物の利用などによる歯質の強化の3つの手段を組み合わせ実践することが、そのリスクを減少すると言われております。

現在、本巢市内の学校では全小・中学生の歯科健診に加え、小学1年生から中学1年生までの全学年で歯科衛生士による歯科指導を行っております。さらに、6つの小学校では毎給食後に歯磨きによる細菌の除去を徹底している状況でございます。

今後のフッ化物洗口の実施につきましては、まず、本市の各学校の学校歯科医、そして保護者など関係者の理解と同意を得ることが重要になります。また、学校現場の職員の理解や実施に当たっての準備も大切になってきます。関係者の中には、その安全性や価値観などからさまざまな意見を持っている人が見えるために、同意者による実施という形になり、その場合の予算についても調整や検討が必要になってきます。

今後、学校歯科医の指導を受けながら、フッ化物洗口の効果、手技の簡便性、安全性、費用対効果などをいま一度精査するとともに、今御紹介をいただきました県の取り組みとか、補助金などについても十分に確認し、今後のフッ化物洗口の実施については慎重に検討してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、重要なことは、生涯自分の歯で食べられるように大切な歯は自分で守ると、子どもたちがその意思と、そのための具体的な方法をきちんと身につけることが大切であると捉えていますので、まずそのことを教育の場で大切にしていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

県の助成とか、説明会などを活用していただき、子どもたちの歯質強化をよろしく願いいたします。

最後、3つ目の質問に入らせていただきます。

10日ほど前に梅雨入りをいたしました。もう既に真夏日になる日が何度かあり、ことしの夏も猛暑が予想されます。このような気象状況の中、市内の幼稚園、小学校、中学校の教育現場において、子どもたちの健康管理、特に熱中症対策には、教育委員会並びに現場の先生方におかれましては大変な御苦労があることと思います。

そんな中、各地に熱中症事故を防止するため公立小・中学校等に熱中症計の配備をされているところがふえております。熱中症計とは、気温と湿度を計測することで熱中症の危険度を知らせるものです。危険度ランクを、危険、嚴重警戒、警戒、注意、ほぼ安全の5段階で示し、LEDランプとブザーで知らせる仕組みとなっております。使用している学校の中には、熱中症計は携帯用なので、屋内の授業だけでなく、熱中症を起こしやすい運動場やその他屋外のスポーツ活動にも活用できるため、熱中症予防に効果的であり、実際授業中にブザーが鳴ったという事例も出ています、有効利用を強調しているところもあります。

そこで、お伺いをいたします。現在、教育現場においてどのような熱中症対策をされてお見えなのか、また今後の対策についてお聞かせください。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問についての答弁を川治教育長に求めます。

川治教育長。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、本市の小・中学校における熱中症対策と熱中症計などの利用についてお答えをします。

まず、各学校の熱中症対策で特に大切にしていることとお話しさせていただきます。特に以下の3つのことを全ての学校で大切にしております。

1つ目は、健康観察の徹底です。熱中症は、その日の体調が大きく影響しますので、学級担任や養護教諭による朝や体育などの活動前の観察を大切にしています。加えて、活動中の子どもたちの見届けと調子が悪そうな子の早期発見に心がけています。

2つ目は、水分補給の徹底です。特に暑い日には、活動前、そして活動中の水分補給を確実に行ってまいります。

3つ目は、暑さの回避です。校舎内においては、既に本巣市内全教室にエアコンが設置されていますので、適切に対応しています。屋外等では、活動場所の温度や湿度を確認しつつ、直射日光を防ぐ帽子の着用、日よけのためのテント設置、日陰での休憩などを行っております。

これらに加えて、昨年6月には市内全小・中学校に熱中症注意表示板を設置し、31プラス・マイナス1度になったときには、注意喚起のために26プラス・マイナス1度になるまで熱中症注意の表示がされるようにいたしました。

また、管理職や養護教諭は環境省の熱中症予防情報サイトなどで最新の環境情報を収集するとともに、実際の校内環境を把握するために1日に何度も校舎内や校地内の巡視を行い、熱中症予防や子どもたちの安心・安全確保のために努めているところです。

今後の熱中症計の利用につきましては、持ち歩く携帯のものという形ではなく、既に教室に整備

してあります熱中症計や温度・湿度計を活用し、教職員たちの専門性を十分に生かし、状況把握、環境整備、健康観察等を徹底し、その対応を高めてまいります。

そして、子どもたち自身が温度や湿度にも目を向け、水分や塩分を適切に補給したり、適度に日陰で休んだりする、そういう力、熱中症などの危険を感じて防ぐ力を身につけさせることが、私たち教育に携わる者の役割だと考えております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

では、次に、留守家庭教室における熱中症対策についてお尋ねをいたします。

冒頭に述べさせていただきました、アンケート運動の中で多くの皆様からいただいた声の中でも、校舎以外の建物を利用している留守家庭教室の夏の暑さを何とかしてほしいとの声がとてもたくさんありました。これは、現在利用されている方だけではなく、過去に利用をされてみえた方からも多くお聞きをいたしました。エアコンもつけていただいているにもかかわらず、とにかく暑い、物すごく暑いとのお声でした。ちなみに、冬は物すごく寒いとの声もありました。

その物すごい暑さの中で、夏休みには子どもたちは一日過ごすこととなります。また、子どもたちだけではなく、指導員、補助員の方々も、かなりの暑さの中、毎日御奮闘いただいているのが現状かと思えます。ぜひとも改善策をお願いしたいのと同じにお尋ねをいたします。

現在の留守家庭教室における熱中症対策と、今後、先ほど申し上げた熱中症計等の利用も含めた対策のお考えをお聞かせください。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を久富健康福祉部長に求めます。

久富健康福祉部長。

○健康福祉部長（久富和浩君）

現在、本巢市には根尾小学校を除きます7つの小学校におきまして、留守家庭教室を18教室開設し、約580名の児童が利用をしております。

熱中症対策といたしましては、小・中学校のエアコンの使用基準でございます温度と湿度により、不快指数がエアコン・扇風機使用早見表の基準を超えた場合にエアコンを使用しております。

そのほか、各教室に経口補水液を常備し、おやつにつきましても、麦茶、ジュース、塩分の多いお菓子などで水分と塩分補給を行っておりますことや、外遊びにつきましても、涼しい時間帯での実施や水分補給をさせてから外に出るように努めております。また、毎月1回開催する留守家庭教室の主任指導員会議において、各教室の主任指導員に熱中症対策の周知を図り、危機意識を持って保育するよう指導しております。

幸いなことに、これまでに児童・生徒が熱中症になったという事例は発生しておりませんが、今

後につきましては、各教室に熱中症計を購入いたしまして、熱中症の危険を見落とさないように努めてまいりたいと考えております。

[2番議員挙手]

○議長（鐔本規之君）

今枝議員。

○2番（今枝和子君）

ありがとうございました。

各教室に計測機器を購入して配備されるとの御答弁をいただき、ことしの夏は子どもたちがより安心・安全に過ごせることを期待いたしまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（鐔本規之君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月26日火曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会といたします。どうも御苦労さまでございました。

午後2時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

署 名 議 員 高 橋 勇 樹

署 名 議 員 今 枝 和 子